

平成30年 第10回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 12月5日（水）から18日（火）まで14日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
12月5日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
6日	木			
7日	金			
8日	土			
9日	日			
10日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
11日	火			
12日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
13日	木	民生産業委員会	9時	付託事件審査
14日	金	総務文教委員会	9時	付託事件審査
15日	土			
16日	日			
17日	月	予 備 日		
18日	火	本 会 議	13時	審査報告・閉会

※ 一般質問が10日で終了したため、11日は休会となりました。

平成30年鞍手町議会第10回定例会会議録（第1号）						
平成30年12月5日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成30年12月5日 午後1時00分				田中二三輝	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成30年12月5日 午後1時15分				田中二三輝	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	野口美恵子	出欠	11	久保田正之	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	熊井照明	出欠			
	7	田中二三輝	出欠			
	8	西藤典子	出欠			
	9	鯨坂省治	出欠			
10	栗田幸則	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 員	6	熊井照明		8	西藤典子	

職 務 席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局次長	長浦良	出欠
	町長	岡崎邦博	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	教育長	栗田ゆかり	出欠	建設課長	松永憲昌	出欠
	総務課長	三戸公則	出欠	政策推進 課長	藤原光徳	出欠
	福祉人権 課長	石井通稔	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	税務住民 課長	梶栗恭輔	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒井英和	出欠	教育課長	古後憲浩	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	保険健康 課長	芝野英和	出欠			
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成30年第10回鞍手町議会定例会議事日程

12月5日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第88号 鞍手町中小企業振興基本条例
- 日程第4 議案第89号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第90号 鞍手町保育所設置条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第91号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第92号 平成30年度鞍手町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議案第93号 平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第94号 平成30年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第95号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成30年度固定資産税の課税免除の額の変更
- 日程第11 議案第96号 財産の取得

平成30年12月5日（第1日）

開議 13時00分

○議長 田中 二三輝君

只今から、平成30年第10回鞍手町議会定例会を開会します。

まず、町長より提出されております鞍手町、まち・ひと・しごと創生総合戦略平成29年度の報告書と、監査より提出されております定期監査結果報告書及び月例現金出納検査報告書をお手元に配付していますのでご確認下さい。

次に、本日まで受理しました陳情3件は、お手元に配布しています陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しますので報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において6番議員 熊井照明君及び8番議員 西藤典子君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から12月18日までの14日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は本日から12月18日までの14日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第88号から日程第6 議案第91号までの4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第3 議案第88号から日程第6 議案第91号までの4件につきまして、一括して、提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第88号は、鞍手町中小企業振興基本条例であります。

本議案は、地域経済の持続的発展の実現と町民生活の向上に寄与するため、本町における中小企業振興の基本理念を定めるとともに、中小企業の振興施策を総合的かつ計画的に推進することに関し、必要な事項を条例として新たに制定するものであります。

次に、日程第4 議案第89号は、鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、平成30年8月10日付けの人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものでありま

す。

次に、日程第5 議案第90号は、鞍手町保育所設置条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、鞍手町立保育所統合に係る基本構想に基づき、平成31年3月31日をもって西川第1保育所を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第6 議案第91号は、鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、地方独立行政法人くらて病院整備基本構想に基づき、平成31年3月31日をもって鞍手町立野球場を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

以上が、日程第3 議案第88号から日程第6 議案第91号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 田中 二三輝君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第7 議案第92号から日程第9 議案第94号までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第7 議案第92号から日程第9 議案第94号までの3件につきまして、一括して、提案説明を申し上げます。

日程第7 議案第92号は、平成30年度鞍手町一般会計補正予算第5号であります。

本補正予算の主なものは、歳出では、平成30年人事院勧告により、国家公務員の給与が改定されたことに準じて、本町の職員給与条例も改正することとし、給与費全般におきまして補正を行っております。

2款 総務費においては、役場庁舎の下水道接続に伴う工事費等の計上及びふるさと寄附金の増額が見込まれることに伴う関連予算の追加を行っております。

3款 民生費においては、障害福祉サービスの利用増に伴う事業費を追加する一方で、老人保護措置に係る対象者の減などによる事業費の減額を行っております。

8款 土木費においては、下水道事業への繰出金の減額及び住宅管理費に係る工事費の減額を行っております。

12款 公債費においては、長期債の借入利率の確定により長期債償還元金及び利子の増減補正を行っております。

一方、歳入では、事業費予算の増減に伴う14款 国庫支出金及び15款 県支出金の増減補正を、17款 寄附金については、ふるさと寄附金の追加を、さらに21款 町債については、中央公民館エレベーター更新工事の入札の減額等により過疎対策事業債を減額しております。

そしてこれらの要因により、今回の補正第5号におきまして財源に余剰が生じたので、歳入側で財政調整基金からの繰入金で749万4,000円減額することで、補正要因を調整しております。

その結果、歳入歳出それぞれ728万2,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ78億8,149万4,000円としております。

次に、日程第8 議案第93号は、平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、人件費及び長期借債還利子・各種研修会負担金や消費税及び地方消費税が確定したことに伴う補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ428万1,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ9億1,738万4,000円としております。

次に、日程第9 議案第94号は、平成30年度鞍手町水道事業会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、人件費や消費税及び地方消費税が確定したことに伴う補正要因を調整し、予算第3条 収益的支出では、予算歳出107万円を減額し、支出予算総額を3億5,257万円としております。

また、予算第6条 議会の議決を経なければ流用できない経費では、職員給与費を136万2,000円を減額し、職員給与費総額を5,430万8,000円としております。

以上が、日程第7 議案第92号から日程第9 議案第94号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 田中 二三輝君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第10 議案第95号及び日程第11 議案第96号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第10 議案第95号及び日程第11 議案第96号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第10 議案第95号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成30年度固定資産税の課税免除の額の変更であります。

本年6月議会におきまして、鞍手町工場等設置奨励に関する条例第4条第2項の規定に基づき議決をいただいております、平成30年度固定資産税の課税免除について、納税義務者から課税免除措置を講じていた資産に関し、増加償却届出書が提出されたため、今年度分の課税免除の額を変更するものであります。

次に、日程第11 議案第96号は財産の取得であります。

取得する財産は、三菱マテリアル株式会社が鞍手町内に所有する土地74筆で、本年9月

議会におきまして、補正予算の議決をいただいております。取得価格は総額で3,995万379円ですが、同額の鉦害賠償金が三菱マテリアルから支払われますので、金銭の授受は行いません。

以上が、日程第10 議案第95号及び日程第11 議案第96号の提案説明であります。
ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 田中 二三輝君

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日6日から9日までの4日間を休会としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日6日から9日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会します。

閉会 13時15分

平成30年鞍手町議会第10回定例会会議録（第2号）						
平成30年12月10日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成30年12月10日 午後1時00分				田中二三輝	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成30年12月10日 午後4時14分				田中二三輝	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	野口美恵子	出欠	11	久保田正之	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	熊井照明	出欠			
	7	田中二三輝	出欠			
	8	西藤典子	出欠			
	9	鯨坂省治	出欠			
10	栗田幸則	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	6	熊井照明		8	西藤典子	

職 務 出 席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局次長	長浦良	出欠
	町長	岡崎邦博	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	教育長	栗田ゆかり	出欠	建設課長	松永憲昌	出欠
	総務課長	三戸公則	出欠	政策推進課長	藤原光徳	出欠
	福祉人権課長	石井通稔	出欠	地域振興課長	立石一夫	出欠
	税務住民課長	梶栗恭輔	出欠	上下水道課長	原 敏勝	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒井英和	出欠	教育課長	古後憲浩	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	保険健康課長	芝野英和	出欠			
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成30年第10回鞍手町議会定例会議事日程

12月10日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

8番 西藤 典子	<p>1. 「備えあれば憂いなし」の防災対策について</p> <p>(1) 本年7月豪雨における鞍手町の状況。被害状況、町としての対応、避難状況、避難者への対応は。</p> <p>(2) 鞍手町の災害対応マニュアル、災害発生時の態勢はどうなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所 福祉避難場所（設備）、エアコンの設置、トイレの数、大人も使用できる1階部分の洋式トイレ等。 ・備蓄 災害用の食糧、トイレ、毛布等。 ・自主防災組織の現状 防災用具の備蓄、管理、使用訓練等。 <p>(3) 「災害関連死」をなくすための方策は。</p>	町 長 教育長
	<p>2. 教職員の長時間勤務の改善について</p> <p>(1) より正確な労働時間把握のための取り組みは。</p>	教育長
	<p>3. 「鞍手町に町営温水プールの設置を求める請願書」の取り扱いについて</p> <p>(1) 請願の趣旨は今日でも変わらず有意義だと思うが。</p>	町 長

平成30年12月10日（第2日）

開議 13時00分

○議長 田中 二三輝君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の通告一覧表の順序により行います。

最初に、4番議員 宇田川亮君の質問を許可します。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

通告に従いまして2点について質問いたします。

初めに空き家対策について質問いたします。

この間、空き家等の対策について数人の議員が質問されて来ましたが、危険家屋など特定空き家等に該当する家屋の解消が進んでいないように思われます。

空き家対策特別措置法のガイドラインが示され、本町では特定空き家等判断基準も設けられていますが、長屋も含めた現在の状況について教えてください。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

現況につきましては、総務課長に答弁をさせます。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

平成27年12月から平成28年2月にかけて行いました調査では、崩壊の危険性があり、修繕、解体などの緊急度が高いと判断された空き家は、町内に161件確認されています。

また、平成27年度以降、所管であります総務課の方へは近隣の住民の方々などから危険空き家として苦情が寄せられた件数は47件あり、その内長屋は23件になっております。

以上です。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

全部で161件の特定空き家、これは町が2年前でしたか判断基準を独自で設けられました。それに当てはまる部分でしょうか。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この161件につきましては、平成27年12月から28年にかけて行いました行政内部の情報、及び外観の調査で確認されている件数となりますので、判断基準に基づいて判断された161件ではございません。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

判断基準を用いて平成29年度、昨年度にそれに基づいた調査を行うという答弁があったと思うのですが、それについては調査されていないということでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

その判断基準に基づいて、この161件についての調査は行っておりません。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

平成28年の12月議会での一般質問での答弁になりますが、この時は161件というふうに答弁されています。ですが2年前の12月1日に特定空き家等判断基準を設けて、これに基づいて平成29年度から調査をしますと言われていましたが、なぜこれが調査できていないのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

まず、判断基準が策定されましたのが平成29年1月でございます。その後、まだこの判断基準に基づいて調査は行われていない状況でございます。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

何で行われていなかったのかということをお尋ねしていますが、できなかった理由があったのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

平成29年度以降はこの判断基準に基づいて、この空き家の調査を行うとなりますと、そ

れから当然特定空き家等に定めるというような形になりまして、そのところ、当然特定空き家になりますと今後行政としてそこを処分して行かなければならない状況がございましたので、そこまでの財源的なところ、またそのところが整理が付いていなかったのが調査が行われていないところでございます。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

2年前の平成27年度の調査では、空き家自体が730件あったと。その内の161件が特定空き家と思われる、ですけれども特定空き家とは特定していなかったのが判断基準を設けて、その161件を中心に調査して特定空き家として確定したいと。その後、その調査に基づいて優先順位を決めて計画を立てていくというような答弁だったのですが、それから全く進展していないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

今議員がおっしゃったように判断基準に基づいての調査というのは行ってはおりません。ただ、空き家につきましては苦情等が寄せられたものについては随時地権者、所有者等にはいろいろと通知などを行って対応はしている段階でございます。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

ちょっと納得できないような答弁です。それは、この間161件について危険家屋、特定空き家に確定までは、いってないのですよねと思われる危険家屋が解消された件数と、その状況、こういった形で解消されていったのかを含めて教えて下さい。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

平成27年度以降総務課に寄せられました危険家屋等の47件の内、5件につきましては解体という形が取られております。その内2件が長屋となっております。以上です。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

その中身ですね、その5件は解体されて解消されたということについて、行政はどういう関わりをしたのか、持ち主を捜して連絡をして、特に長屋といえお隣とお話もしないといけませんし、そういったもので行政がどういうふうに関わって来たのかというのが分かれば教えて下さい。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

まず、こちらの方の対応としましては、その空き家の所有者を特定いたしまして、その所有者に対して通知を行うなどの処置を行っております。

最近では、本年度につきましては、通知をして近隣であったため近隣の市の方に、所有者のところに直接職員がお伺いしまして、その解体については要請を行うというようなこともやっております。そしてご納得いただきまして空き家を解体していただいたという例はございます。以上です。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

その他の苦情を寄せられた部分もありましょうし、苦情がまだ来ていないけれども町が特定空き家と見なされると判断した物についての解消対策、これについて先程の答弁ではまだ計画もなされていないし、特定空き家として確定もしていないということでしたけれども、その確定、それから計画も作ると言われてたんですよ。2年前の答弁で。それもできていないということなのでしょうか、その計画も含めてどうされるのかというのを教えて下さい。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

まず、計画につきましては、鞍手町空き家等対策計画というのは平成29年1月には策定しております。

今後の対応につきましては、まずは所有者を特定いたしまして、その所有者の方々にその管理について適切に行っていただくよう通知をして行くというところをまず第1に考えております。以上です。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

先程言われた総務課長の計画という中身、具体的にはどういうものなのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

これは特措法に基づいて策定が義務付けられている計画でございまして、空き家等対策におけるまず一つは、この計画の主旨、それから空き家の現状、そして空き家対策における施策というものを上げております。

その中に、この空き家対策に対する基本的な方針、それからこの計画は平成28年から3

2年の5年間という計画になっております。

この空き家に対して今後、いま議員さんがご質問の特定空き家等に対する措置及びその他の対処法などをこの計画の中に盛り込んでおります。以上です。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

ちょっと読ませてもらいますが、これは議会で発行しています議会だよりの一般質問の内容です。2年前の12月議会の内容ですけれども、まず1つが特定空き家に指定された件数とはということについては、まだ特定空き家の確定はしていません。特定空き家の判断というのは12月1日に策定しました。

特定空き家等判断基準等に基づいて特定をしますので、平成29年度になりましたらこの平成27年度の調査で把握した空き家の730件の内、崩壊の危険性がある161件を中心に調査を行って特定空き家として確定したいと考えています。

もう一つは、特定空き家の対策状況は、今いろいろと調査を行っていますが、その規則に従って調査を行っていますので、今後その調査結果を見まして優先順位を決めて、我々が、執行部が作っている計画に従って執行していきたいと考えていますと。

2年前にこういう答弁をされていますが、2年経ったいまと状況は全く変わっていないし、計画も具体的に特定空き家の161件の確定もしていない、計画も具体的には立てていないというのは、これはどう考えたらいいのですか。放置しておくべでないし財政の絡みともありますが、計画として対象の手順としては先程総務課長が言われたように、まずは持ち主を捜して、そこに連絡をして、民間ですからそちらに解体なり修繕なり、いろいろ対策を講じてもらうというのがまず第1の前提だと思いますが、そういったものも含めて解消に向けてお願いするなり動いていかないといけないのではないかと、そういう部分を計画の中に入れて具体的な解消の計画を立てるべきではないかというふうに考えますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

これまで空き家の対策に遅れていることは大変申し訳ないと思っております。

まず、今後空き家解消に向けて努力してまいります。そして一つの例といたしましては、新年度に向けて空き家の危険家屋の倒壊するような危険空き家につきましては、何らかの財政的な補助制度などを設けて、この解消が進むような検討をしている段階でございます。以上です。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

1件でも早く危険家屋が解消されるように努力してもらいたいと思いますけれども、いま総務課長が言われていましたように、補助制度だとか、ネックになっているのは固定資産税の関係もネックになってくると思います。

上物が建っておれば固定資産税は6分の1になるというものから、危険家屋であっても上物が建っておると固定資産税が安くなると、その逆の考え方もあるのですが、人が住めるような状況ではない、ましてや特定空き家に確定されているような家屋についてはそういった減免はありませんよといった、これは国とも関連して来るのですが、そういったものも考えて行かないといけないのではないかと。

とにかくそういった補助制度から、ただ単に自治体がそこを壊して、後で請求するというのはなかなか難しいと思いますので、その前に何らかの方策を具体的に、町独自だけでなく県、国とも考えていかないといけないのではないかとというふうに思いますが、その点についてお答え下さい。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

税法上のところにつきましては、やはり国、県の関係もありますので、町独自でということにはなかなか難しいというふうには思っております。

ただ、空き家の解消に向けては、先程総務課長から答弁がありましたように、31年度当初になるかどうか分かりませんが、31年度に向けて解消のための補助事業をいま検討中がありますので、それで少しでも、1件でも2件でも多く空き家の解消に向けて今後取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

次に行きますが、長屋の関係ですが、長屋については措置法の対象外になっているというふうにお伺いしたのですが、ただだからといって何もしないわけにもいかない、特に鞍手町だけでなく福岡県内は炭鉱で栄えた町もたくさんあって、その当時にできた長屋、炭住というのがまだ至る所に残っているわけです。

片方で住んでいて、片方で全く放置されて風水害などで瓦が飛んで雨漏りをしているだとかといったところも隣の家に雨漏りが入って来るといった状況も私の近所にもあります。この点については措置法との絡みもありますけれども、県、国にも強く要望しながら、この現状を伝えながら何らかの早急な対策を練る必要があるというふうに思いますけれども、町長の考えを教えてください。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

長屋につきましては議員ご指摘のとおりです。共同住宅の場合は全てが空き家にならなければ空き家対策の推進に関する特別措置法の対象になりません。特定空き家の指定等法的に規制することはできないということです。

ただ先程お答えしましたように、当初になるかどうかは分かりませんが来年度から危険な空き家の解体について、その一部を補助しようというふうに今検討しております。そしてまた長屋の一部解体であっても所有者が判明をしており、その部分の解体をするような場合は補助の対象となるよう制度を検討しております。そういうふうにこちらとしては考えております。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

まず、長屋、共同住宅につきましても、町としては全て調査は済んでいるのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

一応27年度、先程調査730件については長屋も対象になっていますので含まれていません。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

そこまで調べているのであったらその実態を事細かく県に伝えて、鞍手町だけの問題でもありませんし、そういったものも含めてぜひ強く要望していただきたいと思いますが、この点について町長の答弁をお願いします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

長屋というか、共同住宅につきましては、やはり炭鉱地帯であればおのずとどこも抱えている問題だというふうにも思っております。そういったことから、国、県に対して要望する機会があれば要望していきたいというふうに思っております。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

何か事故が起こる前、起こった後では遅いので早急に強く要望していただきたいというふうに思います。

次に進みます。

ごみ処理に関する質問に移ります。

平成14年にスタートしましたRDF方式のゴミ固形燃料化のリサイクル発電事業は終了しました。しかし、RDF処理施設であるくらしクリーンセンターは平成44年度までは定期的な修繕等で使用可能ということで継続されております。

発電事業は終了したことも絡んできますが、現在の状況と将来の見通しについて、一部事務組合の関係ではありますがどう考えているのか、どういう見通しなのかというのを教えてください。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

いま議員がご指摘をしたとおり、平成28年の12月27日に開催された発電事業運営協議会で正式に決定をされております。

このことにより、可燃ゴミのRDF処理の継続につきましては、宇部興産株式会社との協議により2023年以降のRDF処理委託料が現行と同程度の金額で合意の目処が付き、RDF輸送費も同程度で抑えられる見込みが立ちました。

よって宮若市外2町じん芥組合のRDF処理施設の安定操業が見込まれる、今後20年程度はRDF処理の継続を行っていくことをじん芥組合の平成29年3月議会において報告をされております。以上です。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

20年程度は持つだろうという報告ですけれども、その後のことも今から考えていかないと今後どういうふうな処理をして行くのかと。今あるくらしクリーンセンターはRDF処理施設という名目でその土地を使わせてもらっているということですから、もしそこを焼却施設にするだとか、またその他のことにすれば住民の方から反対等も出て来るだろうと考えます。今後20年間もつ間に、できるだけ早く今後どうするかというのを考えていかないといけないと思いますけれども、この点についてはどういう見通しなのでしょう。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

2030年以降のことになると思いますが、23年以降のごみ処理施設の検討につきましては、平成27年11月に人口規模が同程度である長崎県の長与町の焼却施設を視察しております。

2023年以降のRDF処理方針を宇部興産に委託するわけですが、これは確定をさせまして改めてまずは事務局団体で新しい施設の検討、若しくはごみ処理施設の外部委託を検討して行くこととしております。

検討の内容としましては、施設の候補地だとか、または施設の内容、これは焼却施設にす

るのか、リサイクル施設にするのか、又埋め立て施設なども含めて施設内容については検討するということとしております。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

このRDFが平成14年に始まって、あれよ、あれよという間に30年問題、発電所の事業年度が終わると、30年問題を早め早めに議論し、それから35年問題というふうになって来たわけですが、候補地の選定だとか、その施設を建てるにも何年も期間が掛かるというようなことですから、これも20年間あるとは言えあつという間に期間が過ぎて、あとどうしようかという話にもなって来ることも考えられますので、早急にぜひいろいろな方面で検討していただきたいと。町長の方からも一部事務組合の中でそういった発言もしていただきたいというふうに思います。

次に、今年の4月からゴミ袋料金が1枚10円引き下げになりました。しかし可燃物大のゴミ袋が1枚74円という金額です。この1枚74円という額について近隣自治体、それから町民の意識等も踏まえて町長がどういうふうに考えているのか、認識をお尋ねしたいと思います。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

ゴミ袋の引き下げにつきましては、ご承知のとおり平成30年度から100円の引き下げを行っております。

また、平成31年10月には消費税が10%に引き上げられるという予定がありますが、ゴミ袋料金につきましては、消費税込みの現行料金を据え置くということとして、1市2町で取り組みを行っております。

また、料金の設定につきましては、今のところ1市2町で足並みを揃えておりますので、現時点でゴミ袋の料金を引き下げる考えはありませんが、町長の考えをということですので、私の私見ということで一言述べさせていただくとすれば、近隣との比較ということでもあります。ただ、近隣の比較もどこと比較するかということにもなると思うのですが、なかなか1市2町合わせた中で人口規模と比較される人口規模、またそれに掛かる費用その他についてもなかなか難しいところもあります。

ゴミ袋料金を下げるということについては、住民の方達にとっては非常に望んでいる一つの施策だというふうには感じておりますが、それもまず原資にも関わって来ますし、今後RDF方式を廃止した以後、先程の質問にもありましたが、今後の計画もありますので、いま原資というものなかなか定まっておられませんので、今ここで引き下げるということにはなかなか難しい状況ではないかというふうには思っております。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

1枚74円というゴミ袋料金が確か県内で2番目に高い料金です。そして10円下がったとしてもほとんど実感は湧きません。これは前町長のときから、その前からも言っていました。やはり最低でも半分以下にしないと、ああゴミ袋料金下がって良かったねと町民は喜ばないですよ。たった10円かとみんなが言いますよ。

この74円という額が高いと思うのか、これで安いと思うのか、町長の認識を近隣自治体、どこと比較するかということではなく県内で2番目に高いゴミ袋料金ですよ。これが安いのか、高いと思うのか町長の認識をお尋ねしたのです。お願いします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

ゴミ袋料金については、ゴミを処理する費用の一部に充てられているわけですし、以前であれば政令都市等では無料で処理をしているときもありました。それがやはり受益者負担という観点からゴミ袋は有料化されて来ています。そういった受益者負担という観点を考えていけばこれは現時点での1市2町他じん芥組合の場合はなかなか今直ぐに引き下げるといようなことは難しいというふうに考えています。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

なかなか額について、町長は個人的に74円は高いか、安いか、全然お答えになりませんのもういいです。

原資のことを言われましたが、くらじクリーンセンターの起債償還はもう終わりました。今年度から払っていません。平成27年度には大牟田の発電所の分もありますが、合わせたら7,000万円負担金があったのですが今はゼロです。7,000万円浮いています。その一部を使えばゴミ袋料金は引き下げられると思いますが、この点についてはどうですか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程議員の質問にもありましたが、今後は20年程度は宇部興産のところで一応今後も継続できるということになっていますが、それ以降についてはやはり焼却施設を作るのか、どこかに委託するのか、そういったことが考えられていますので、ここでその原資の一部をゴミ袋料金に充てるということになりますと、今後改めて焼却施設を作る等の場合にやはりそのときにはそれぞれの自治体に改めて負担を求めるといことにも繋がりがねません。

そういった意味で、今ある積立金については大事に置いておきたいと私自身、個人的には考えています。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

積立金を使えとかというのではなくて、今まで7,000万円払っていたのが、払わなくてよくなったということです。だから負担金も減ったのです。ですから、今まで出していたのが出さなくて済むようになった、じゃあその分は町民に還元すべきではないですか。今まで起債償還に町民からも受益者負担とかという形を言われていましたが、そこはやはり県下でも高すぎると言われるゴミ袋料金は引き下げのべきだと思います。

もう一つ、大牟田の発電所がなくなったお陰で一つ矛盾が解消されたのです。というのは、発電所を維持するためには、発電をするための燃料が必要です。だから固形化燃料を持っていく量が減ったら向こうは逆に赤字です。鞍手町理事、いや株主だったか忘れましたが、赤字になったらこちら負担しないといけないのです。それが無くなりましたから今後はゴミの量が減れば減るほど宇部興産に持っていく分も減るし、移送量も処理代も減るし、固形燃料を作るための機械の稼働も減って来ます。そしたら今こそゴミの減量化に踏み出すべきだと。それをもってゴミ袋料金を引き下げることができるじゃないですか。みんなウィンウィンになると思いますよ。

ゴミも減る、ゴミ袋料金も下がるとすれば、そういった意味でゴミの減量化を今こそもう一歩足を踏み出して強力に進めるべきではないかと思いますが、町長の考えをお願いします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

ゴミの減量化につきましては私も議員と同じ意見であります。ただゴミ袋の値下げにつきましては、これは先程言いましたように1市2町で足並みを揃えて行くということになっております。

原資の話もありましたし、負担金の話も今ありました。そういったことは私よりもひょっとすれば議員の方がお詳しいのではないかなというふうには思いますが、今後1市2町外じん芥組合の方で鞍手の議会の中ではそういった意見があったということを申して、今後の一つの課題ということで提案をして行きたいというふうに思います。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。ぜひとも1市2町の町民、市民の方は高いというふうに思われています。ですからせめて10円でもという答申が出て、それがきっかけになって10円今度引き下げになったわけですから、まだまだ高いという考えを町民の皆さんは持っています。ですから、この際そういう意見もぜひどしどし言ってもらって、もう一つはゴミの減量化について具体的にどこをどうするというのを、やはり減量になると町の負担金も減るし、クリーンセン

ターも長持ちするだろうし、そしたら何も無いのにゴミは減らしたは、ゴミ袋料金はそのままということでは町民も意識が高まらないと思います。

ペットボトルも燃えるゴミで出しています。ですが、無料袋を配ってペットボトル専用だとかというのを配ってペットボトルだけリサイクルに出したら全然変わって来ると思います。そういった具体的な方策を今後検討してもらって、ゴミの減量化、そしてゴミ袋料金の引き下げに向けて努力をしていただきたいというふうに思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

議員ご指摘の点につきましては私も同感のところもあります。ゴミの減量化については進めて行くべきことだというふうにも考えています。

具体的にいますかどうかというふうなお答えはできませんが、減量化については今後執行部の中で検討していきたいというふうに思っております。

○議長 田中 二三輝君

以上で、宇田川亮君の質問を終わります。

次に、5番議員 竹内利一君の質問を許可します。

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、庁舎建設についてということでお聞きします。

住民説明会を3日と7日と8日に開かれたようですが、どのような説明をされたのかということ。見直しが前提の住民説明会を開催する前に本来事前に庁舎検討委員会の答申が出ていました。そちらに住民説明会をする前に事前に見直しをするのですがというような報告なり、そういうものをされたのかなど、その辺をちょっと危惧しております。

住民説明会を開かれてどのような説明をされたのかをお尋ねします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

9月定例会の際にも竹内議員の方から庁舎建設の今後の予定はというようなご質問をいただいております。

その中身としましては、業者選定方法を巡る設計関係費用が予算化されなかったことで、基本計画に掲げる32年度末の移転建替、完成というスケジュールは大変厳しいものとなっております。見直しが必要であるということ、庁舎の建替は必要という認識は持っていること、また総合福祉センターの存続についても今後検討していきたいということ、また近々庁舎建設に関する住民説明会を開催するなどし、広く町民の皆さんの意見を頂戴して計画の見直し

を盛り込んでいきたいことというような答弁をさせていただきました。

現基本計画は昨年12月に策定をされましたが、計画自体ご存じでない町民の皆様が多いのではないかとこのように私自身は感じておりましたので、まずその基本計画を説明することと同時に、スケジュール的に見直しが必要になっているということから、まずは先程言いましたように基本計画の内容やその見直しについて私の考え方も含めて知っていただく必要があるということから、説明会を計画したところです。

説明会は先程議員が指摘されましたように、3日、7日、8日の3会場で開催をしました。その内容ですが、先程言いましたようにこれまでの経過ということで平成29年3月に基本計画策定の予算の成立から庁舎等建設検討委員会までの審議、設計関係予算が成立していないこと、前町長の逮捕などを時系列で説明をしております。

次に、基本計画策定後は元々住民説明会を開催する予定でありましたので、現基本計画の内容がどのようなものであったかを概要版にて説明をしております。その後見直しについての私の考え方ということで総合福祉センターの施設を存続させたいこと、スケジュール見直しというそれに伴う財源の再検討が必要であるということ、また見直しにあたっては説明会の意見など広く住民の皆さんの意見を参考にさせていただき、現計画で活かせるものは活かし、変えるべきものは変えて行きたいということ等を説明させていただいたところです。

2回、3回目の説明会においては、冒頭の私の挨拶とともにこの説明会の開催した主旨、先程言いましたが開催した主旨と私の考え方についても合わせて説明をさせていただきました。以上です。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

前回の質問をしたときのことで住民説明会をするということでしたね。

スケジュールの見直しは分かるのですが、全体的な見直しを考えられているみたいなどころがあるみたいでちょっと質問をしたいと思います。

説明会では、まず住民の皆さんの反応はいかがでしたでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

基本計画を見直すことに対するご意見があったり、または建設地に対するご意見、私自身へのご指摘も含めて時間に限りがある中で貴重なご意見を多数いただいております。

こういったご意見をいただけることこそが今回説明会を開催する大きな意義の一つでありました。また、いただいたご意見につきましては、今後検討を進めて行く中で参考にさせていただきたいというふうに考えております。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

説明会の中で私が耳にしたのが、まず1点は小牧墓所の地権者さんか何かが、庁舎ができるから私は承諾したのよと、庁舎ができないのでしたら印鑑を押さないよみたいなことを言われたというようなことを耳にしたのですが、それはどうなんでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

説明会の中でそういったご発言をされた方はありました。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

町長、そのことに対してどういうお考えでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

小牧墓所につきましては、現在納骨堂等の改装をされる方の手続きが進んでおります。これは議会で移転費用につきましてもご承認をいただいたところでもあります。

既に出骨、納骨、墓地の撤去に着手されている方もおられます。また墓所移転地については、これも議会でご承認いただきましたので年明けから造成工事に着手するように準備をしております。

現在の小牧墓所があります文化体育総合施設内の北側用地、ご指摘のところですが、これは庁舎等建設候補地ということで、当初小牧の方達にもご説明をさせていただいております。ただ、先程言いましたように、スケジュール問題、またそれに伴う財源の確保についても非常に不透明なり、またこれも難しい問題としてあります。

そういったことから、将来のまちづくりを進めて行く上でいろいろな用途も考える重要な用地でもありますので、墓地移転については粛々と進めて行きたいと考えております。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

墓所移転に関しては粛々と、今のちょっとニュアンス的に聞いて場所とか、そういうものは小牧墓所跡の、今までの建設予定地じゃなくなるのか、その辺をお願いします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

場所については、先程も言いましたように私としては住民の皆さんの意見をお聞きしながら、先程も言いましたようにスケジュール的、また財源も確保が定かではありませんので今

後意見を徴収しながら検討して行きたいというふうに思っております。これは場所も含めて検討するという事です。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

場所も含めて検討するという事は変わる可能性もあるということですよ。ということは、先程墓所の地主さんが印鑑を押さないよというような話が出たということは、庁舎がそこに来なければ、その方は印鑑を押さないということは移転しませんよということになると思いますが、そこはどうでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

そういう方につきましては、これは真摯に町としての考えをご理解頂き、私どもが誠意を持ってその方にお話をしていくということに尽きると思います。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

それで印鑑を押していただければいいのですが、もし印鑑を押してもらえなかった場合、例えば50基のうちの2つの墓の方が印鑑を押さないということは、外の方は移ったとしてもお二人が残られたそこはどうなると思いますか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

現時点では、あくまでも誠意をつくしてその方にご理解をいただくその努力をして行くということです。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

町長はスケジュールの見直しも当然必要になって来ると思うのですが、場所の見直しもしたいのではないかなというようなニュアンス的なものが説明会の中であったような感じなんですね。

町長は何箇所でもいい、1カ所ここというのでなく何箇所か候補地が町長の中であるのでしたらそれを教えてもらえませんか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

現時点で私の考えということで、場所はここが候補地としてどうかというようなことをお話するよりも、まずは私自身町民の皆様がこの計画をお聞きになられた上でどのようにお考えになっているのか、まずそういうお考えをお聞きした上で今後私の考えをお話するのかどうかは決めて行きたいというふうに思っております。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

一番最初に言ったことを言います。

検討委員会で1年以上検討されました。答申も出ました。その検討委員会に対して何か町長は発言されましたか。委員会の方に対してというか委員長に対して。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

当初この説明会を開催するにあたって庁舎等建設検討委員会の皆様に一度ご説明をしようかというようなこともありました。内部でその検討もしました。

ただ今検討委員会の委員の皆様がそれぞれの充て職に就いていない方が多数いらっしゃるということと同時に、既に答申をして、その検討委員会の役目はもう終わっているというようなこともありました。

そういったことから、その検討委員会の委員さんにお集まりいただいてお話をすることがなかなか立場の違いも出て来まして難しいのではないかなというようなことから、委員の皆様が集まっていたいただいて直接ご説明をすると言う方法も考えてはみましたが、当然委員の皆様は住民でもありますので、今回の説明会の中に、こちらの勝手と言えば勝手ですが、来ていただいてご意見等をいただければというようなことから検討委員の皆様と直接お話をするというようなことはしないという結論に達しました。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

私が最近、行革の会議があったのですが、その時に町長出張か何かでおられなかったのですが、その行革の会議の中で意見を出させてもらったのが、行革の会議の委員長さんが検討委員会の委員長さんと同じ方だったので、執行部の方にそういう説明会をするのでしたらせめて委員長さんにでも事前に話をするのが筋ではないかというふうに私が検討委員会の中で言ったのですが、町長は委員長さんは誰かご存じだと思いますので、委員長さんだけでも何故言われなかったのかなと思います、その辺どうなのでしょう。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

行革の委員会の中でそういうようなご指摘があったということは、私自身は承知をしておりますませんでした。そういったことで、私自身がそういう思いをもって委員長さんにお話をすれば良かったのかも知れませんが、私自身もそういった思いに至らなかったのも、そういったことはせずに説明会を開いたということです。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

町長はまちづくり委員会とかいうものを作って、そこで庁舎のことを揉んでもらいたいとかという話もされていると耳にしたのですが、実際検討委員会は町民の方の代表で、公募の方もおられて、10数人の方が1年以上も話を揉んで決められたことを、また今度まちづくり委員会というものを作って話を下ろして、そこでまた揉んでもらうように思われているかと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

検討委員会の皆様には本当に長い時間をかけて、計8回検討委員会を開催されているいろいろな議論をいただき、また検討された上でご尽力も本当にいただいたというふうに思っております。

ただ、検討委員会の皆様につきましては、各種団体またそういった公募の方は2名だったと思いますが、そういった方達を中心となって議論をされたというふうにも思っております。またアンケート調査やパブリックコメント等にも協力をいただいた方達も本当にありがたく感謝をしております。

ただ、私自身鞍手町に住んで30年になりますが、今、現在区に入っていない方達も、おそらく30%以上の方がいらっしゃるというふうに思っております。そういう方達はほぼ何の団体にも属していなくて、全く意見を言う場を持たない方達も多くいらっしゃるのではないかなというふうにも考えています。そういったおそらく若い方達を中心というふうに思うのですが、そういった方達に、特にこれから先の鞍手町について発言する場を提供し、新しい感覚の中で鞍手町の将来を考えていただきたいということから、今までともすれば上意下達的な、執行部と委員会で決まったものを報告するというような説明会が多かったように思いますけれども、そういった考えから行政と住民と一体という言葉はありますが、なかなか一体というふうな形ではなく、先程言いましたような形になる場合が多いということから、本当の意味での住民が主体となった、また住民の意見がはっきりと言えるような機関を設け、その場で住民の意見を徴収し、住民の意見が行政に反映されるような場を作りたいという考えから、私は選挙の公約の中で、仮称ですがみんなのまちづくり委員会というようなことを掲げさせていただきました。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

町長がまちづくり委員会を作りたいという気持ちは分かります。

この検討委員会でしたことを、今後全く無視した状態でまちづくり委員会に下ろすという形になるのですか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も言いましたように検討委員会の方達が本当にお忙しい中、時間を掛けてご尽力いただいておりますので、その中で活かせるものは活かして行きたいというふうに先程も答弁させていただきました。

活かせるものは活かして行きたいし、改めるものは改めて行くというような考えで進めて行きたいというふうに思っております。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

良く分かりません。活かせるものは活かして、そうでないものはそうじゃないと、活かせるものというのはどういうところがあるのですか、お聞きします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も言いましたように、基本計画の中で決まったものがあります。それは庁舎の規模であったり、また場所であったり、そういった行政機関をどのように統合するかとか、そういったこともあります。

現在では、中央公民館を改修するだとか、緑化する、また複合ゾーンをつくるだとか、周辺の道路を改修するだとか、いろいろ様々なものがこの基本計画の中には盛り込まれています。その中で活かせるものがあれば活かして行きたいというふうに考えています。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

活かせるものは活かしたいという、今言われた中には建物の広さとか、場所とか、そういうものも言われました。町長としては本来は場所を変えたいんですよね。おそらくそうだろうと思うのですが、もう一度場所を変えたいのかどうかをお願いします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も言いましたように、はっきりとそのような考えは今は持ち合わせておりません。何度も繰り返しますが、いま住民の方達がこの基本計画を知ることによってどのような考えをお持ちになっているのかまずお尋ねしながら、今後について考えて行きたいというふうに思っております。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

住民説明会の話の流れとしてはまず鞍手町庁舎等基本計画ですね。こういうものを来られた方に配って、これを見ながら皆さんに説明されたと。行政の方がこういうふうにしていく、こういう計画を作っていますというところでまず説明された。

その時の反応を行った方に聞いたのですが、そういう計画ならいいやという気持ちで聞かれていた、その後に町長が私はそれを見直しますという町長の思いを、まあスケジュール的な見直しというのは当然で、今の段階では仕方ないのですが、しかし、例えば、くらじの郷を売らないで複合施設を庁舎の横に作って、くらじの郷にあるものをこちらに持って来るとか、そういうものがしなくていいと。

くらじの郷は売らないというような話をされたと思うのですが、そういうふうに、町民の方は全部まとまっていや、その計画いいじゃないかといって説明を聞いた後に町長の思いを言われて、みんな何のための説明会なのというような反応があったと私は聞きますが、その辺はどうなんですか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程説明会についての主旨も答弁させていただきましたが、平成29年の12月にこの基本計画ができて1年が経過しております。その1年経過した中で、まずこの基本計画の中身についてご存じない方が多くいるというのは私自身感じました。

そういったことから、まず基本計画についての説明と基本計画がスケジュールどおりにできなくなったということも合わせて説明することが必要だろうということからこの説明会を開催させていただきました。

その説明会を聞いた町民の方達の反応としては、いま議員ご指摘のような反応もありました。また同時に分散の方がいいのではないかというような方もいらっしゃいましたし、また、今の場所はやはり水害に弱いのではないかということで言われる町民の方達もありました。そういった様々な反応があります。

ですから一概に、いま議員が指摘されたような意見が全てということではありませんでした。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

いま分散という話が出たのですが、分散した方がいいじゃないか、それは前にそういうふうな意見もいろいろあったと思います。今回も出たと思います。

でも、第5次鞍手町総合計画で、鞍手インター・北九鞍手夢大橋のルートに公共施設等を集約するというふうに基本計画の中に謳っているのです。その基本計画からも変えて行くつもりでいらっしゃるのかどうか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

いま私が答弁したのは、説明会の中でそういったご意見があったということをご紹介させていただきました。また、基本計画というか総合計画の中であるということではないかなと思うのですが、その基本計画の中にあるのは上位計画である総合計画の中でそのようなことが謳われています。この総合計画については31年度で見直すということになっております。

そういった点から、基本理念等々は当然継承していくということになるかと思いますが、中身の具体的なところについては、今後総合計画も見直す中で見直して行くということになるかというふうに思っております。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

いま基本計画と言い間違っていました。第5次鞍手町総合計画、これは鞍手町の最上位計画ですね。これを31年度に見直すという時期に来ているということは、これは議案になるのです。だから議会の皆さんがそれをOKと言わないと総合計画の見直しにならないのです。

皆さんが集約して集めてそこにしようという考え、町長が今からまちづくり委員会などを作って、そこで揉んでもらうという話をされていますが、来年度総合計画の見直し、その時に間に合うのですか、庁舎の件。いろいろな町民の意見を吸い上げて、これも、あれもいと吸い上げて、来年の総合計画の中にそれが盛り込めるのですか。その辺はどうですか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

第5次鞍手町総合計画の見直しについては、31年度の予算の中で委員の皆様の費用弁償、報酬については計上することになるかと思いますが、その中で当然その予算に対して議決をいただくということになりますから、見直しそのものを今の議員の発言ですと本当にするのかどうかみたいな私は受取り方がありましたので、否決をされれば当然見直しはできないということにはなります。

議決をいただければ1年を掛けて、1年になるかどうか期間についてはちょっと定かではありませんが、第5次総合計画を見直していただくということになります。その中で委員さ

んのご意見がいろいろと出て来ると思いますので、私の考え方も含めてご検討をいただければというふうにも思っております。

これは庁舎だけの問題じゃなくて、いろいろな、今後鞍手町の将来に関わる問題にもなりますので、そういったこれは5年間の計画にはなりますが、そういったことも含めてご検討をいただきたいというふうに思います。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

議案に出るのですよ、否決しますよとは言っていないんですが、議案というものになるので、その時の議会の多数がなければ駄目ですよというような話です。

まちづくり委員会で揉んでもらうと、それは庁舎の件でも何でも揉んでもらうという話ならば、だから31年の総合計画の見直しに間に合うのですか、その辺はどうですか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

総合計画が最上位計画でもありますので、その最上位計画に沿った中での話にはなるといふふうに思います。

先程ご紹介しました住民の方達の中に分散をした方が効率的ではないかというようなことをご紹介しましたが、この庁舎について、これも分散した方がいいということになるかどうかというのは、今ははっきりしていることではありません。ですから総合計画を見直す中でそういったことになるのかどうかというのも今は定かではありません。

そういったことから、今ここで総合計画、または庁舎等の移転基本計画、または、どのように庁舎を今後移転するのか、建設して行くのか、規模はどうかということ、先程から答弁させていただいていますように今後住民の方達の意見をお聞きしながら検討をし、参考にさせていただきたいというふうに考えています。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

今後住民の方の意見を聞くというのは本当に大切だと思います。ですが、それをいまやっていって31年度の見直しに間に合うのですかと聞いているのです。間に合うと思いますか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

31年度の総合計画に間に合うかどうかと言うよりも、先程答弁していますように総合計画は最上位計画ですので、その総合計画に沿ったものになるのかどうかということの方がむしろ重要ではないかなというふうに思っております。

総合計画を策定した後に、いつになるか時期は分かりませんが、それが庁舎等の検討の中身に沿うものになるのかどうかというようなことになろうかというふうに思っております。

ただ役場庁舎につきましては、財源が32年度までに過疎債、又は市町村役場緊急保全事業債というのが32年度で一応の終了を見るということになっていきますので、その後についての財源をどうするかということに建設については関わって来ます。

ですから、そここのところの財源の手当が不透明な中での計画になるというふうになりますし、そういった時間的なものもいまありますので、総合計画に間に合うのかどうかというよりも、まずは総合計画についてどのような見直しになるのかの方が先になるというふうに思います。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

総合計画ができて、まちづくり委員会も作って、そこで話も聞くけれども総合計画も作る、総合計画が例えば今の場所にということに決まれば、それでまちづくり委員会の方もそれで動くというふうなニュアンス的なものでいいのですか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

総合計画の中身については今後ご議論をいただくところであります。ですから、いまはつきり中身がどうのこうのと、どういうふうになるというようなことも全く定かでないところで答弁をするというのは控えさせていただきたいと思います。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

今後の方向性はと聞きたかったのですが、ほとんど方向性も言ったような気がするのですが。ちょっと次に進みます。

鞍手町が所有する資産、土地とか建物について、これは先程のくらの郷も関わって来るので話をします。

今後、鞍手町が所有する資産、今度の議案にも三菱マテリアルからかなりいろいろな土地をもらったというか、買ったというか、という形にもなるし、室木にも笹川さんからもらった大きな土地もあります。くらの郷とか、長谷にある元老人センターのお風呂とか、そういうところも鞍手の資産のままだと思います。

今後このような土地や建物をどのように有効利用されていく考えがあるのかお聞きします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

町が保有する土地や建物の資産は住民福祉の向上のために有効活用されるべきものだというふうに思います。

いま議員がご指摘になりましたように、三菱マテリアル株式会社から社有地を取得する議案も提出しておりますが、小牧西牟田の社有地など、今後新たなまちづくりを行って行く上で大変重要な用地としても保有して行く予定です。

重要な町有地につきましては、町が保有して活用した方がいい場合もあれば、企業誘致の用地や住宅団地等整備して売却していくことで雇用の場の確保や税収等に繋げ、町を活性化させて行くという方法もあります。

いずれにいたしましても、町の貴重な財産は住民福祉の向上の為になるように有効活用をして行きたいというふうに考えています。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

住民福祉のためにとということで、住民福祉といってもいろいろな分野がありますので、一概に言えないと思いますが。

くらの郷の件でお聞きしますが、いまブロックチェーンが入っています。売りませんと明言されています。実際これは役場としては売りますよ、来てもらえませんかという話だったと思うのですが、その辺はどうなのですか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

役場として売りますよ、来てもらえませんかというようなお話については、私は承知をしておりません。ただ、ブロックチェーンとの契約については3年間の契約があるというようでございますので、その3年間につきましては、契約どおり町としてもお貸しするという事です。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

3年契約で、本来自分が耳にしているのは3年間で後に売却します。聞いた話では10億ぐらいでというような話もちよっと耳にしています。

民間ですから、そこまで考えて鞍手に来たのだと私は思うのです。実際に3年契約ですから3年です、後は出て行って下さいという今の発想だと思うのですが、契約更新があるかないかは分からないということは、民間からすると来て来なくてもいいですよと言っているのと一緒と思うのです。その辺はどうですか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

売却の数字等もいま議員からご紹介がありましたが、私については全くそういったものについては承知をしておりません。

その後のことについても全く聞き及んだこともありません。そういったことから、先程の答弁では契約が3年間の賃貸契約になっているということでの答弁をさせていただきました。3年後につきましては、当然ブロックチェーンとの協議が必要になるというふうには思いますが、今私が選挙公約の中で、町民の皆さんにお伝えをし、ここで町長という立場をさせていただいている上からも、あの公約の中にあつた総合福祉センター、くらの郷の売却は中止をし、存続をするという訴えの中で今の立場をさせていただいていますので、このことについて私は履行し守って行こうというふうには考えています。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

選挙公約で言ったから私はしますということでしょうが、実際くらで病院は見直しをするという話だったのですが、見直しができなかったのではないですか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

今回のご質問の内容とかけ離れた質問になっていますので答弁は控えさせていただきたいと思えます。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

実際くらの郷はブロックチェーンに売りますよという話は耳にされていたと思えます。私は聞き及んでいませんというような言い方をされるのですが、ブロックチェーンは今年の4月に協定を結んで、全国的に大々的にテレビで持ち上げられて、鞍手にこんな素晴らしい企業が来るのだということで、私も鞍手にブロックチェーンができて、今後どんなふうになっていくかなということで考えていました。

将来的には鞍手町役場の電算、そういうものもブロックチェーンと組んで利便性の良いようなものにしようと、そういうところまで協定の中に入っていたのではないかなと思えます。その辺は町長はどう考えていますか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

その協定というものについては、私は町長になって3ヶ月になりますが、まだその所の確認はしておりません。

ただ、福祉棟をブロックチェーンに貸すというようなことについては当時議員であったときに議案として提出をされましたので、その時には私は反対の立場から反対討論もさせていただいていますと同時に、この基本計画ができる中で今思い出しましたが、その後については福祉センター全体を閉鎖し売却するというような話もありました。それで私は町長選挙を戦う上でこの福祉センター、くらの郷は町民の皆さんが、多くの方達が利用し非常に憩いの場として重要な施設であるというふうな考えから、選挙戦の中でこの施設については残すというふうな立場で戦っています。

そういったことから、この施設については今後も町の施設として活用して行きたいというふうに考えています。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

このくらの郷に関しては、庁舎等基本計画の中で保健福祉機能を複合施設に集約するというふうに謳っています。

役場を建てるときに複合施設を作ってセンターは閉鎖、売却するというふうな形で庁舎を建てるこの中に書いています。

実際くらの郷は公共施設、1人あたりの面積、鞍手町は6.95㎡、全国平均が3.22㎡、だからそういうものもあるので、複合施設にくらの郷を移転させて公共施設の集約化を図ろうというのも一つの基本計画の中にあるわけです。

私も6月だったか、一般質問の中で公共施設の集約化というものを言っています。全国的に集約していくというのが基本なんです。

私は神奈川県のア野市というところに視察に行っていていろいろ話を聞いてきましたが、ここは先進的なところで全国から視察に来るような、公共施設の統廃合とか、そこにも話を聞いて来ましたが、やはり集約していく、集約するだけではなくて新たに作る必要はない、そういうものも勉強させていただきました。

何が言いたいかというと、くらの郷ができて、今は雨漏りとかエアコンの更新時期とかというもので、今後10億ぐらい改修費用が掛かってくるということをこれに書いています。そういうものも勘案した中で庁舎を移転して建てる時に複合施設を建てましょうという話なんです。

単純に先程10億で買ってもらうとかといって、これは正確な数字ではないのですが、そういう話を耳にしていたのですが、今後くらの郷が10億ぐらはずっと更新したり、改修したり、雨漏りとかを直していったりするのに10億ぐらはずっと掛かっていくわけです。

10億掛けて修理していった今の物を存続させるのか、単純に10億でなく7億かも知れませんが、10億で買ってもらうのかという考え方もあります。

町長は福祉のためにくらの郷を残したいというのでしたら、くらの郷のものを新しい庁舎の方に移転して、ある程度の広さを作れば問題ないのではないかなど。職員もあっちに

行ったり、こっちに行ったりしなくてよくなるし、そういう面では統廃合というのは今後必要になって来ると。ましてや財政の厳しい鞍手町、あっちにあり、こっちにあり、こっちに修繕費、そういうことをやる時代ではなくなって来ているというのが今の全国的な考えです。その辺はどう思われますか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

前段の部分で質問がありました町民1人あたりの公共施設の床面積が6.95ですか、全国平均が3.22というようなご指摘がありました。

公共施設の床面積、鞍手町の床面積は約11万1,000㎡あります。その中身については議員はご存じだとは思いますが、多くは小中学校の床面積です。

小学校が約5万㎡が小学校の床面積になっています。そういったことから、私は公約の中でも小学校の適正な配置ということで、統廃合を含めたことを進めるべきだと。それは取りも直さず、今議員がご指摘したように公共施設の床面積をやはり減らすべきだということから考えています。ですから、まずはこの小学校の床面積を減らすことが鞍手町の公共施設の床面積を大きく減らすことに繋がります。そういった意味で私は小学校の統合は必要だろうというふうにも考えています。

ただ、もう一つの質問として、当然役場の機能は1カ所に集中した方が効率的だというような考えももちろんあると思います。それはそれとして一つの理由付けにはなるというふうには思っておりますが、これについても、先程住民説明会の中で町民の方からの意見がありましたように、分散することの方が効率的ではないかというようなご意見もありました。これについてはどちらが効率的なのか、これはまた検証する必要もあると思いますし、今後議論を重ねて行くことも必要だろうというふうに思っております。そういったことから、役場の機能についてはどのような形態がいいのかも当然考えて行く必要があるというふうに思っております。

床面積、公共施設の統合については繰り返しになりますが、鞍手町の場合は小学校の床面積が非常に多くの床面積を占めていますので、これについては先程も答弁しましたように、適正な配置の中で考えていきたいというふうに思っております。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

突然降って湧いたような小学校の統廃合とかという話が出て来ましたが、例えば西川小学校、室木小学校、今は人数が少ないですよ、しかし人数が少ないから統廃合とかという話ではないのですね。

実際学力的なものというのは、少ない人数の方が先生達の目が行き届いて、いい学び舎になるという統計も出ています。だから、単純に公共施設の統廃合、床面積を減らすために小

学校の統廃合とかという話はちょっと止めていただきたいと私はそう思います。

6. 95㎡あるから、これは学校がいっぱい占めているのだから統廃合して面積を減らしましょうとか、そういうのはちょっとこじつけに公共施設の面積が多いのを理由に小学校を統廃合するとかというのはあまりにもびっくりしたので言葉が詰まってしまいました。

くらの郷の件はいくら言っても話が進まないと思いますので。土地のことで、他の市町村では活性化のために格安で販売したりして、とにかく鞍手に来てもらおうという考えで、他の市町村は売ったりしているという話しも聞きますが、町長はその辺はどういうふうなお考えでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

小学校の統合についてのことにつきましては、議員の方からご指摘があったように床面積を減らす、統合することの理由として上げられ質問されましたので、鞍手町の公共施設の床面積の現状を答弁した上で小学校の例を出させていただきました。

今回のご質問ですが、格安で販売している市町村もあるということですが、町の土地や建物などの資産を処分する場合、本来当該用地の不動産鑑定を行ない、公募による入札で一番高い価格で応札した方に処分するというのが通例です。ただ町有地と隣接し当該隣接土地所有者以外には有効に活用されない土地につきましては、不動産鑑定価格以外にも固定資産税の評価額を用いて処分した例はあります。

ここで私は町民の貴重な財産である町の資産は価値が目減りすることなく適正な価格で処分されるべきだというような考えに立って今まで来ています。

これからも、町の資産については、住民福祉の向上のため有効活用して行きますが、その中で処分する案件が出てまいりましたら適正だと判断する価格で処分を行って行きたいと考えています。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

適正な価格、町長は前に議員されていたときに議案が出て、それは安すぎるのではないかというようなことを言われたことがありますよね。ということは、今もその立場でおられるということですか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

いま議員ご指摘のところにつきましては、西区用地の話かなというふうに思いますが、西区用地につきましては、当時の不動産鑑定価格よりも約4割安く売却しているということでした。そのことについては、私自身は、今言いますように公募による入札の期間も非常に短

かかったということもありますし、価格が4割も安く引く理由もよく分かりませんでしたし、そういった意味から当時西区用地の売却については価格が安すぎるというふうに判断をしておりました。

当時、固定資産税の評価よりも低かったというふうに認識もしております。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

今後いろいろな用地の売却なり、有効活用、それにこういうことをしたいという提案とかいろいろなものが出て来ると思います。

三菱マテリアルの件にしても、良い場所ももらった、買ったという形になっていますし、おそらくここに何をしたいという色々なものが出て来ると思いますので、ぜひ、鑑定価格がこの金額だからこれでとかでなく、やはり鞍手に来てもらえるということもぜひ考えて、そこに企業が来れば、その企業が人を呼び、人が働けるといふところも考えて今後取り組んでいきたいと思っております。

町の活性化のために、福祉も当然必要ですが、活性化のためにもぜひ土地、建物、そういうものを有効利用できるように、前向きに考えていっていただきたいと思っております。

最後にその辺をお願いします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

町の資産は、これは取りも直さず住民の財産でもあります。先程も答弁をさせていただきましたように、住民福祉の向上という観点から有効活用をしたいというふうに思っておりますので、それが売却になるのか、又は利活用して行くのか、そのことについてはケースバイケースで今後判断をしていきたいというふうに思っております。

○議長 田中 二三輝君

以上で竹内利一君の質問を終了します。

しばらく休憩します。

休憩 14時42分

再開 14時52分

○議長 田中 二三輝君

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

9番議員 鯉坂省治君の質問を許可します。

鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君

通告に従いまして質問いたします。

国民健康保険事業について質問いたします。

高すぎる国民健康保険税が国民健康保険制度の構造的な危機となり、医療保険制度としての持続性を揺るがしています。

全国どこでも高すぎる国民健康保険税に住民が悲鳴を上げています。滞納世帯は289万、全加入世帯の15%を超えています。

無保険になったり、正規の保険証を取り上げるなど、生活の困窮で医療機関の受診が遅れたために死亡した事例が昨年1年間で全国で63人に上るという深刻な事態も起こっています。国民健康保険加入者の平均保険料1人あたりは、政府の試算でも中小企業の労働者が加入する協会健保の1.3倍、大企業の労働者が加入する組合健保の1.7倍という水準です。

この25年間に1人当たりの国民健康保険税が6.5万円から9.4万円に引き上がった結果です。しかも、同時期に国民健康保険加入世帯の平均所得は276万円から138万円に半減しております。

現在、鞍手町にも12月現在で3,893人、これは4人に1人は国民健康保険加入者であることです。

国民皆保険制度の重要な柱を担うべき国民健康保険が他の医療保険制度に比べて著しく不公平で、庶民に大変重い負担を強いる制度になっているのです。高すぎる保険税問題を解決することは住民の暮らしと健康を守るためにも国民健康保険制度の持続可能性にとっても、社会の公平・公正を確保する上でも重要な政治課題です。

国民健康保険税が協会健保などの被用者保険と比べて著しく高くなる大きな要因になっているのは、国民健康保険にしかない均等割、平等割という保険料算定です。

協会健保被用者保険の保険料は、収入に保険料率をかけて計算するだけで、家族の人数が保険料に影響することはありません。ところが国民健康保険税は所得に保険料率を掛ける所得割、固定資産税の額に応じて掛かる資産割のほかに世帯員の数に応じて掛かる均等割、各世帯に定額で掛かる平等割を合算して算定されます。

平等割は1世帯につき決まった金額で1世帯あたり医療分2万3,100円、支援金分8,600円、介護分5,400円で、合計3万7,100円にもなります。

第1に資産割、平等割は自治体の判断で導入しないことも可能ですが、その考えを町長にお尋ねします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては、保険健康課の課長より答弁をさせます。

○議長 田中 二三輝君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

お答えいたします。

お答えいたします。国民健康保険税の賦課方式につきましては、所得割、資産割、均等割、平等割で賦課をする4方式や、所得割、均等割、平等割で賦課する3方式及び所得割、均等割で賦課をする2方式があり、条例で規定することにより運用ができるということとなっています。

本町におきましては、昭和36年国民皆保険制度の発足時には資産割を含めました4方式にて賦課をしており、資産割は所得割の補完的な役割を持つとされておりましたが、その後資産から所得は生まれないということで、昭和40年代後半に廃止をした経緯がございます。

本町では現在も賦課方式には資産割は採用しておらず、所得割、均等割、平等割の3方式で賦課をしております。

平等割を廃止いたしまして所得割、均等割の2方式に変更いたしますと被保険者の多い世帯には重い負担をお願いすることとなってしまいます。しかしながら平成30年度の国民健康保険の制度改正におきまして、福岡県は将来的には医療水準の平準化を図りながら、保険税率の均一化を考えており、世帯の被保険者数の減少等も勘案し基本的な賦課方式を2方式とすることを検討しているとも聞いております。

今後、本町といたしましては引き続き県の動向を注視していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長 田中 二三輝君

鯨坂省治君。

○9番 鯨坂 省治君

資産割は現在導入されていないということですが、平等割を導入しない場合は所得割に賦課されるという考えでよろしいでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

仮に、いま行っています所得割、均等割、平等割という賦課方式を2方式の所得割、均等割とした場合、廃止になりました平等割分が均等割の方に入って来るということでございます。以上です。

○議長 田中 二三輝君

鯨坂省治君。

○9番 鯨坂 省治君

2方式にすると均等割に入って来て、一部の保険税が上がるという説明でよろしいでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

平等割を廃止いたしまして所得割と均等割の2方式で賦課した場合の影響といたしまして

は、例えば国民健康保険税全体を100とした場合、応納部分であります所得割で50、応益部分である均等割30と平等割20という割合で現在賦課しております。

これが、平等割が廃止になりますと所得割50、均等割50で賦課することとなり、1人当たりで賦課する均等割の額が上がってしまうということになります。試算をしてみますと現在の医療分の均等割2万1,000円が3万5,000円に、後期高齢者支援金分の均等割7,600円が1万2,800円に、それから40歳から64歳の方々が対象の介護分の均等割7,000円が1万1,600円となり、最大で2万3,800円の増というふうになります。以上です。

○議長 田中 二三輝君

鯨坂省治君。

○9番 鯨坂 省治君

そういうふうに2万3,800円上がるということでは意味がありません。

今の状態で保険税が下がらなく、とても家計に厳しいものであれば、先程言いました全国の滞納世帯は今15%を超えております。鞍手町でも徴収率はどのくらいでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

税務住民課長。

○税務住民課長 梶栗 恭輔君

お答えいたします。

平成29年度の一般被保険者に係ります現年度分の収納率は93.98%でございます。

以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

鯨坂省治君。

○9番 鯨坂 省治君

収納率はかなり高いものになっています。滞納世帯に対して保険証などをどういうふうに対応されているのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

滞納世帯に係ります子どもに係る保険証の取扱いにつきましては、短期保険証を交付世帯に係る高校生世代以下の子どもには有効期間が6ヶ月以上の保険証を交付することというふうになっておりますので、本町では有効期間が1年間の保険証を交付しております。対象者は9世帯の18人です

また、資格証明書交付世帯に係ります高校生世代以下の子どもには、有効期間が6ヶ月の保険証を交付することとなっておりますので、本町では有効期間が6ヶ月の保険証を交付し、有効期限が切れる前に納税相談及び更新手続きをしていただき、更に6ヶ月の保険証を交付しております。対象者は5世帯14名でございます。以上です。

○議長 田中 二三輝君

鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君

滞納者に対して、子どもさんの健康を守るために鞍手町でも6ヶ月のところを1年という長いスパンで保険証を出しているということでもあります。

次に、年収400万円、4人世帯で国民健康保険税が計算しますと、モデル世帯で39万7,740円、これは均等割、平等割を省くと25万1,640円になり、14万6,100円も安くなる計算になっています。このように均等割、平等割を無くすというのは町自体ではなかなか難しいものがあるでしょうが、国の方でもいろいろと問題になっております。

次の質問に移ります。

第2に、国民健康保険に加入する高校生世代までの子どもの人数をお聞きします。

○議長 田中 二三輝君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

お答えいたします。

12月1日現在で317人でございます。

○議長 田中 二三輝君

鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君

317人、これは鞍手町の子どもさんの人口を調べましたところ2,402人ということでございます。それに対して317人、決して少ないものではありません。

次に進みます。

国民健康保険に加入する子どもに掛かる均等割の合計はいくらになるでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

お答えいたします。

12月1日現在で906万6,200円でございます。

○議長 田中 二三輝君

鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君

先程の317人で906万6,200円、計算しますと1人当たり、鞍手町の今317人の子ども達が年間1人当たり2万8,600円もの均等割額を払っている、それでよろしいでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

子ども1人あたりに掛かります均等割額につきましては2万8,600円でございます。

○議長 田中 二三輝君

鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君

次の質問に移ります。

加賀市や仙台市では、国民健康保険では子育て世帯の負担軽減を図るため、平成30年度から国民健康保険に加入する子どもに掛かる均等割額を減免しています。

なぜ子どもの均等割額が減免なのか、国民健康保険税の均等割は社会保険等にはない加入者1人1人に掛かるもので、収入のない子どもについても人数分の賦課がされます。

加賀市では子どもの均等割を50%減免することにより、子育てに掛かる経済的負担を軽減するとホームページにも記載してあります。

低所得者には一定の減額がありますが、子どもの数が多いほど国民健康保険税は引き上がる均等割には子育て支援に逆行しているという批判の声があります。全国知事会地方団体からも均等割見直しの要求が出されています。

国民健康保険に加入する子どもに掛かる均等割額の減免の考えを、町長にお尋ねします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

現在、均等割と平等割の軽減対象となる世帯に対して、軽減基準所得に応じた7割、5割、2割の保険税軽減を実施しております。

低所得世帯の子どもに対する均等割の軽減も当然ながら実施しております。

○議長 田中 二三輝君

鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君

低所得者に7割、5割、2割減免しているということですが、今の質問の均等割額の減免の考えを町長にお聞きします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

いま申しましたように、均等割額と平等割の減免として行っておりますので、又本町では、小学校、中学校の一部負担金については無料にしているというそういった施策も行っております。そういった意味から、均等割額の減免については今のところ考えとしてはありません。

○議長 田中 二三輝君

鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君

小学校、中学校で医療費無料ということですが、なかなか他の自治体でも中学校までやっていないことで、これは評価するところではありますが、これから先、やはりもう一つ進んでいただいて子育て支援をするために逆行する制度は見直す必要があるのではないのでしょうか。

先程言いました予算的に906万6,200円の予算が入りますが、子育て世帯の負担軽減のために今後前向きに検討していただきたいと思いますが、町長の答弁をお願いします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

議員ご質問の主旨は十二分に承知をしています。ただ、先程言いましたように、小学校、中学校の医療費、これは通院、入院ともに現在鞍手町では無料にしていまして、かなりの費用負担を負うところです。それにプラスしてということになりますと更に、今言います900万円を超える費用負担にもなりますので、なかなか今の財政状況を考えますと難しいところがあります。

○議長 田中 二三輝君

鯨坂省治君。

○9番 鯨坂 省治君

それでは、鞍手町ではなかなか難しいということですが、町独自の減免をこれからも行うことを提案いたします。

最後の質問に移ります。

国民の4人に1人が加入し、国民皆保険制度の重要な柱を担うべき国民健康保険が他の医療保険制度に比べて著しく不公平で、庶民に大変重い負担を強いる制度になっています。

高すぎる保険税問題を解決することは住民の暮らしと健康を守るためにも、国民健康保険制度の持続可能性にとっても社会の公平、公正を確保する上で重要な政治課題です。高すぎる保険税は住民の暮らしを苦しめるだけではなく、国民健康保険制度の根幹を揺るがしています。

加入者の所得が低い国民健康保険が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを国民健康保険の構造問題だとし、国民健康保険を持続可能とするために、被用者保険との格差を縮小するような、根本的な財政基盤の強化が必要と主張しています。

日本医師会などの医療関係者も国民皆保険制度をまもるために、低所得者の保険を引き下げ、保険証の取り上げをやめさせるように求めています。住民の生活破壊を食い止め、国民健康保険危機の加速をとめるため、自治体独自の負担軽減の取り組みを維持、拡充していただきたいと思います。

失業や病気、事業の不振などで国民健康保険税が払えなくなった加入者に追い打ちを掛けて、命と健康を脅かし住民を更なる貧困に叩き落とすようなことはあってはなりません。

滞納者の生活実態をよく聞いて親身に対応する相談、収納活動を行っていただきたいと思います。

最後に、高すぎる国民健康保険税を引き下げる考えを町長に答弁をお願いします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

平成30年度から国民健康保険は都道府県との共同運営となり、都道府県が健康保険の財政運営責任主体となったことに伴い、国民健康事業費納付金及び標準保険料率の制度が導入されました。この制度は福岡県内で保険料負担を公平に支え合うために福岡県が市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じた保険料負担の額を決定し、保険給付に必要な費用を全額保険給付費等交付金として市町村に対して支払っています。これにより、市町村の財政はこれまでと比べて大きく安定するものと考えます。

市町村においては、福岡県に対して保険料負担として国保事業費納付金を支払うこととなっておりますが、この納付金を支払うことができるように今般鞍手町では福岡県から示された標準保険料率等を参考にして、国民健康保険税料率を改定したものであることをご理解賜りたいと考えております。

今後は福岡県国民健康保険運営方針に沿って事業を実施し、医療費適正化を図ることにより医療費水準が低下し、国保事業費納付金が減額されれば国民健康保険税率の引き下げが可能になるのではと考えております。

○議長 田中 二三輝君

鯨坂省治君。

○9番 鯨坂 省治君

前回、前町長の時に質問いたしまして、今のお答えは医療費適正化を図ることにより医療水準が低下し、国民健康保険事業納付金が減額されれば国民健康保険税の引き下げが可能となると前町長も答えていました。

それは分かりますが、やはり鞍手町独自で小学校、中学校の医療費無料になって大変助かっております。しかしもう一歩前に進んで国民健康保険は、自治体では改善するのはなかなか難しいとは思いますが、鞍手町から県や国に対して高すぎる国民健康保険税を引き下げるために、国民健康保険の定率、国庫負担の増額を政府に強く要望を行っていただきたいと思いますが、最後にもう一度町長の答弁をお願いいたします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

そのような機会があれば検討して行きたいというふうに思っております。

○議長 田中 二三輝君

鯨坂省治君。

○9番 鯨坂 省治君

国民健康保険の皆さんは4人に1人ということで、守るために納税ができない方を守るた

めにぜひ町長に力になっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長 田中 二三輝君

以上で鮎坂省治君の質問を終了します。

次に、1番議員 野口美恵子君の質問を許可します。

野口美恵子君。

○1番 野口 美恵子君

通告に従いまして一般質問を行います。

最初に、図書館設置について質問いたします。

本町には中央公民館に図書室として3つのブースが設けられていることは周知のことだと思います。

一つは、専門的な書籍が置かれている2階の一般図書室、一つは、子どものための図書室、そして後は小説など一般的な書籍がある図書コーナーに分かれております。

これら各ブースを思い思いに利用されているようですが、利用者数はさほど多くない状況と感じられます。しかしながら、近隣自治体に設置されている図書館には多くの利用者の姿を見て取れます。これは本町の図書室の蔵書数との違いがあるからだと思います。

本町の図書室は、子どもと一緒に利用できる子どもの図書室など、気軽に利用できる利点はあると思いますが、利用者数の増加は期待できる状況にはないと思っております。

町長は、近隣自治体に設置されている図書館の状況等の視察、または見学の経験はございますか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

近隣の図書館についてですが、視察というようなことで伺ったということよりも、私自身孫がおりまして、宗像ユリックスには今年の夏休みにも孫と一緒にユリックスの図書館には行っております。また、直方のユメニティに併設されている図書館にも行ったことがあります。図書館の視察ということではありませんで、子ども読書活動推進計画というのが鞍手町にもありますが、その先進地として岡山県の都窪郡早島町、これは民生産業委員会で視察に行きました。この図書館も推進計画の視察に伴って見学をしております。そこの図書館も非常に明るくて1階、2階に別れて図書もありました。非常に立派な図書館だったという印象があります。以上です。

○議長 田中 二三輝君

野口美恵子君。

○1番 野口 美恵子君

今のご発言を踏まえてですが、本町と比較して他の図書館の率直な感想をお聞きしたいと思います。

○議長 田中 二三輝君
町長。

○町長 岡崎 邦博君

図書については、私は議員時代から非常に感心をもっておりました。特に学校図書については、学校図書館図書整備事業というのが政府にありまして、これは交付税の中に算入されているものです。これにつきましても、私は議員時代に一般質問をさせていただいた経験もあります。そういった意味では、図書に対する思いというのは強いものがありますし、一般会計の予算の時にも学校図書については質問した経緯もあります。

そういった意味で、鞍手町の現在の図書室については残念ながら図書の数にしても今いち私としても少ないなという印象は持っています。

○議長 田中 二三輝君
野口美恵子君。

○1番 野口 美恵子君

当町の図書室は蔵書数も少ないのですが、一般に図書館というのは静かに読書や調べ物をするというイメージがありますが、近隣の市町の図書館を見学するとこのイメージを払拭するアイデアで利用者数を増やしている施設が多くあります。

幅広い年齢層が利用できる蔵書内容にすることで若年層から高齢者までが利用でき、更に気楽に利用できる談話室等を設けることで、高齢者の憩いの場や子育て世代の交流、若年層と高齢者の交流などの場となり得ると考えられます。

また、他市町では、CDやDVDを視聴できるコーナーや雑誌、週刊誌、月刊誌などを置いているところが多くあります。その方が幅広い年齢層の方が気軽に利用できると思います。高齢者の孤立や子育て世代の悩み解消、放課後や休日の子ども同士の交流など、今後の本町の大きな課題となることは誰もが感じていることであると思います。幅広い年齢層が利用できる図書館は文化施設でありながら、福祉施設となり得る多くの可能性を秘めていると考えられます。

最近のテレビ番組の特集で、運動よりも、食事よりも読書が大事というデータがあることの紹介がありました。読書をすることによってすてきな仕事を脳に与えるということでした。

そして、どういう地域に要介護の人が少ないのかという統計を取りましたところ、図書館が側にあると、要介護リスクを持った人が少ないということも実証されておりました。こういうことから図書館の必要性を痛切に感じます。

図書館の必要性に関する町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長 田中 二三輝君
町長。

○町長 岡崎 邦博君

図書館については私自身も、今議員のお考えに賛同するところも多くあります。私自身もいま紹介されましたテレビ番組も見ております。

認知症の少ないところはそういった図書館があり、読書を盛んにする地域よりは認知症になられる方が少ないというような紹介をされていたように思っております。

そういった意味で、図書館と言えば本のあるところ、本を読むところというところから、今議員がご紹介されましたような福祉的な意味合いを持つような、ある意味多くの方達が集える場としての図書館の機能も合わせ持った図書館が見受けられるというようなことです。

しかしながら本町の場合は、今、冒頭に紹介がありましたように専門書を置いている2階、また子どもさん達、読み聞かせの場でもありますが、子どもさんの図書を中心とした下にある1階部分、そして以前は入ってすぐの左側のスペースに一般図書という形でいま蔵書を置いています。

私自身もそれで満足できるというような図書の冊数でもありませんし、規模でもないという事は重々承知をしておりますが、今の鞍手町の現状を考えますと差し迫った喫緊の課題が多くあります。それに伴い、大きな財政負担も掛かるという状況にもありますので、今のところは優先順位としてはなかなか図書館の建設は難しいという状況にあります。

○議長 田中 二三輝君

野口美恵子君。

○1番 野口 美恵子君

予算とか経費がないことは十分承知をしています。今すぐに図書館を設置すべきであると申しているではありません。町民が集える場となり得る施設の一つとして町民の文化的生活の向上として、子育て世代や若年層の居住地候補となり得るために必要であると考えられます。一つの案ですが、くらの郷の一室に図書室を設け、子どものための絵本を置けば乳幼児を持つ若い母親達が利用しやすくなると思います。子ども達と若い人に視点を充てた政策が必要だと思いがいかでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程の議員の質問にもありましたように、庁舎機能も含めてどのような設置をして行くのかということについては今後の課題だというふうにも思っております。また、福祉センターを私は今後も公共施設として残して行く考えから、福祉センターをどのような形で活かして行くかということにつきましても、今後町民の皆さんと議論をして行きたいというふうに思っています。

ただ、今中央公民館には、先程言いましたように図書室という形で3部屋を確保しておりますので、そこに福祉センターに新たに幼児も含めた子どもさん達の図書を一室設け、作って行くことが効率的な運用になるのかどうかということについても今後議論が必要かなというふうに考えます。

○議長 田中 二三輝君

野口美恵子君。

○1番 野口 美恵子君

図書館設置に関する費用や経費等、多くの課題があると思いますが、小学校の統廃合とかによって生じる施設の利活用として多くのアイデアがあると考えられます。近い将来本町に特色のある図書館が設置されることを期待し、次に進みたいと思います。

次に、児童公園に対する質問です。

各団地や各公民館には公園や広場がありますけれども、子育て世代、特に就学前の子ども達を気軽に遊ばせる遊具が設置された児童公園を町内数カ所に設置、整備することに関し、町内で唯一遊具が設置された児童公園である福祉センター内の子どもの広場は今でも利用者がおりますけれども、以前と比較すると減っていると感じます。やはり遊具の撤去が大きな要因となっているのではと強く感じています。

都市部における新設の居住地域には大きな広場を共有地として災害対策の一環としていますが、その一角に子ども達が利用可能なさほど大きくない遊具が設置されている公園が多く見受けられますが、町長はご存じでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

近隣にも多くの芝生を敷いた広い公園の中に遊具が設置されているというような所があることは承知をしています。

○議長 田中 二三輝君

野口美恵子君。

○1番 野口 美恵子君

先程述べましたけれども、福祉センター内の子ども広場に幼い子どもも利用できる遊具を再設置するお考えはありますでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

総合福祉センターの大きな遊具につきましては、私も議員時代にどうして撤去されたのかなというふうに疑問を持った時期がありました。これについては経年劣化による危険箇所があると同時に、頭部や胴体の挟み込み等の恐れが生じる不的確なものがあるということが判明しております。子ども達の安全を考え、昨年11月22日に遊具を撤去されています。

なお、新たな遊具の設置につきましては、同規模の遊具で約1,655万円ほどの経費が掛かるということで、現状では先程も言いましたが、いろいろな財政上の状況もあり見送っています。同時に、前遊具については、高さについても非常に高く危険であるというようなこともあったように聞いております。以上です。

○議長 田中 二三輝君

野口美恵子君。

○1番 野口 美恵子君

大きな遊具を設置することを申し上げているのではなくて、福岡市内などの新設住宅地などを見学して、幼い子どもと保護者が気軽に利用できる子ども広場となるように、福祉センター内の子ども広場の拡充を期待していますがいかがでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

福岡市内にどのような遊具があるかというのはちょっと承知をしておりません。先程もちょっと言いましたが、私の孫も福岡市内に住んでおりますので、その辺は福岡市に行った際には調査をして見たいというふうには思います。それによってその遊具が今福祉センターに設置することが必要なかどうかにつきましては、福祉センターをどのように今後活用して行くかということにも関わって来ますので、まだいろいろと検討する余地があるかというふうに考えます。

○議長 田中 二三輝君

野口美恵子君。

○1番 野口 美恵子君

町長も既にご理解されていると思いますが、高齢化が著しい本町の大きな課題は、子育て世代や若年層の居住地として魅力ある町であること、そのためには図書館、公園の整備が必要だと思えます。

先程も申しましたが、災害対策の一環としての公園であることを考慮すると、本町においても適切な地域にそれぞれ公園を設置する必要性を強く感じます。このことを十分に考慮していただき今後のまちづくりに活かしていただきたいと思います。

町内の数カ所に一時的な避難所となり得る公園を新設し、子ども達が気軽に利用できる遊具のある公園の整備拡充に関し、町長の考えをお伺いします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

現在新しく公園を設置するということにつきましては、今のところ鞍手町としては考えはありません。ただ、先程の質問の中で31年度の総合計画の見直しの時期にも来ております。そういったことから、今議員がご指摘の件についてもどういう考えが町民の皆様の中にお有りなのかということも考慮に入れながら今後公園、又は図書館についても検討して行くことになるかも知れません。

私自身は町長になって3ヶ月ですが、いつまで町長をさせていただけるかも分かりませんし、今議員が思われている考えについては非常に私自身も賛同するところも多くあります。議員をしている間にそういったものに着手できるか、またはそういった形ができるのか、私の在任がどれぐらいになるのかということにも関わって来ますので、ここではっきり申し上げ

げることにはできませんが、繰り返しになりますが議員のお考えについては賛同するところはあるということは申し添えたいと思います。

○議長 田中 二三輝君

野口美恵子君。

○1番 野口 美恵子君

繰り返しますが、災害対策の一環としての公園であることを考慮すると、本町におきましても適切な地域にそれぞれ公園を設置する必要性を強く感じます。

子育て世代の孤立を防ぐため、公園の整備拡充についての必要性と公園が持つ2つの役割を十分に理解し、積極的に取り組んでいただくことを強く期待します。

これで質問を終わります。

○議長 田中 二三輝君

以上で野口美恵子君の質問を終了します。

次に、8番議員 西藤典子君の質問を許可します。

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

通告に従いまして質問いたします。

まず、備えあれば憂いなしの防災対策についてでございます。

本年の7月5日から7日にかけての豪雨では、遠賀川水系の10カ所の観測所で観測史上最高位を記録しております。その内の5カ所では破堤、堤防が切れるというようなことですが、危険性もあるような計画降水量も超えておりまして、特に直方市の日の出橋水位観測所では計画高水位8.462メートルを超える8.63メートルを記録いたしました。

このような、予想を超えた状況のもと、鞍手町の防災体制はどうなっているのか非常に気にかかるところでございます。鞍手町の防災体制の状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては、総務課長より答弁をさせます。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

本町の防災対応におきましては、本年1月に策定いたしました鞍手町地域防災計画に基づきまして各種災害に対応することとしております。また、本年度中には避難所運営マニュアルを作成することとしており、避難所における対応力の強化を図ってまいります。以上です。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

実は、避難所マニュアル、運営方針はどうなっているのかもお聞きしたかったわけですが、11月11日にこの鞍手町と男女共同参画の方達との学習会がございまして、私自身非常にショックを受けた次第でございます。

講師の話によりますと、いま災害多発時代をどう生き延びるか、地震は南海トラフの動きが止まるまで終わらないし、遠賀川が破堤すれば大津波同様の被害が出るというようなこともお聞きしました。

早急に避難所マニュアル、運営方針を決めていただいて、そして決めただけではどうにもならないと思うのです。まず決めていただきましたことを徹底していただきまして、実際に訓練をするというところまで行かないとなかなか大変ではないかと思うわけです。

もう一つ、私が気になっておりましたことがありましたが、小中学校における避難の状況はどうなっているのかということは学校教育課の方で聞きまして、本町におきましては非常に用意周到の、現地に赴いて現認して、早め早めに手を打つということをしていらっしゃるということをお聞きして大変心強く思っているわけでございます。

このようにいつ災害が起こるか分からないという状況があるわけでありますが、まだまだ十分でないところが沢山あるのではないかと思うわけです。

まだ避難所マニュアルはこれからだということをお聞きしましたが、災害発生時には、まずは自分や家族は自分で守るという気構えが大切であろうと思うわけですが、しかし個人や家族の力では限界がある。

そういう中で鞍手町には42の自主防災組織があると聞いておりますが、その42の自主防災組織の現状はどうなっているのか、町の方で把握している範囲でお聞かせ願いたいと思います。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

本町の自主防災組織につきましては、各42区にそれぞれ自主防災組織が組織されております。以上です。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

その自主防災組織の現状ですね。例えば、防災用具の備蓄の状況、管理の状況、使用訓練などが実施されているのかどうなのか、そういったことについてはいかがでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

まず、自主防災組織への防災器具等ですが、備品につきましては、車椅子、ストレッチャ

一、トランジスターメガホン、懐中電灯、誘導等、ホイッスル、メッシュベスト、リヤカー、タンカー、ポータブル発電機、燃料携行缶、コードリールなどを町の方から支給しております。

また活動につきましては、今年度までの内に3組織におきましては、幸町区、北区、新中山区が避難訓練等を実施しておると伺っています。

今後は大規模災害時において、各自主防災組織がそれぞれ対応していただくよう組織の助成に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

ぜひそれをお願いしたいと思って質問させていただいているわけです。

まず避難所のマニュアル、これを作っていただくことも大切ですが、この各自主防災組織の活動マニュアルといったようなものも非常に大切ではないかと思うわけです。やはり災害が発生しましたときには、地域で、まず自分で自分の家族を守ることですが、それには限界があって、地域のすぐ側にいらっしゃる方々と一緒に何とか乗り越えて行くための努力をしないといけないわけです。

自主防災組織の活動マニュアルですが、やはりどこにどんな方がいらっしゃるか、災害時の要介助者ということもあります。そういった方の名簿を作るとか、備品、先程いろいろおっしゃったのですが、私が住んでいますところではまだまだそういうものが全て揃っているわけではなさそうでございます、どこで管理しているのかということも聞きましてもなかなかそれははっきりしないという状況もあります。

自主防災組織の活動マニュアル、それをやはり町としても提示していただいて、それに従って各自主防災組織が災害の減災、防災のために活動できる体制をぜひ作っていただきたいと思っております。

地域の各自主防災組織ごとに、そのように詳しい取り組みをすとなりますと、いま鞍手町ではハザードマップ、先日総務課でいただいて来ました。これを更に地域自主防災組織ごとに活動を強めて行くとなりますと、これは直方の災害ハザードマップをもらって来たのですが、直方の場合は校区ごとに作ってあります。

こういうのは今の技術では簡単にできるのではないかと思います。だから自主防災組織ごとにこういうのを手に入れて、より具体的にどういうことをするかという図上演習といえますか、そういうこともできるように。

例えば、これは植木校区周辺では洪水、浸水予定区域内の要介助者施設としては、匠苑とか、すみの苑とかがあるとか、そういうことも書いていて地図もはっきり表しております。こういうのがありますとより具体的に、きめ細かな対応を練るには現在のいろいろな状況では簡単にできるのではないかと思いますので、こういうものを配っていただいて自主防災組織ごとに具体的な図上演習、更にはそれを基に実動演習ですか。やはりいざというときには

頭に完全に入っていないといけません。そういったことができるような施策をぜひ進めていただきたいなと思っております。

避難所マニュアルについては、先日の男女共同参画の学習会の時にも、例えば間仕切りがない、雑魚寝の状態を着替えるにも着替えられない、授乳をする時も非常に落ち着かない。

私の地域で聞きましたのは、今回避難所が開かれまして中央公民館に行かれた方の話を聞きますと、早く行った方は畳の部屋で寝ることができたのですが、遅く行ったら床に寝ないといけない、毛布をいただいたけれども、あれは一晩だったから何とか我慢できたけれど、日数が長引くととても絶えられなかったであろうというご意見も聞いております。

ですから避難所マニュアルにつきましても、現在いろいろなところで研究されております。そういったものを参考にさせていただきましてきめ細かな避難所マニュアルを作っていただきたいし、今言いました自主防災組織の活動マニュアル、こういったものもぜひ細かく提示していきたい。それに基づいて各自主防災組織が災害に向けて準備ができるようお願いしたいと思っております。その時に、こういう状況というのはかつてはなかったことが今起こっているわけですが、こういう状況は今後酷くなることがあっても、弱くなることはないと思います。

地域防災組織の活動マニュアルの中にぜひ小学生、中学生、高校生までを入れて一緒になっていろいろな行事に取り組むというような計画もぜひ、これは春休みとか夏休みとかの時期であれば一緒にできるということもあろうと思います。先程、幸町とか北区ですか、そういったところで演習もなさっているということですが、そういう中に子ども達も一緒になってやっていく、そういうような方針を町の方に出していただきましたら将来の担い手が育っていくわけです。

今まで起こりました災害等の状況を聞きましても、避難所において小学生、中学生、高校生あたりが非常に重要な役割を果たしているということも聞いております。ぜひそういう視点を持って計画を作っていただきまして、それぞれの避難所に指針を出していただきたいと思っております。

自主防災組織の中でそういう避難所とかがありますが、もっときめ細かな、例えば防災食、先程床に寝ないといけないということで絶えられないのではないかとということもありましたが、災害と言いますといつまでも菓子パンばかりの給食とか、冷たいお弁当だけとかということもあるようですが、温かい物が食べたいという時にどこかから持って来てもらうということをしているのもいいのですが、自分達で、地域の自主防災組織で取り組めるようにするには、例えば、先程申しましたけれど防災食のレシピの研究とか、クッキングとかというのがあるのだそうですが、そういったことなどを町の主催で講習会を開いていただくというようなこともしまして、とにかくいつ起こるか分からない災害の備えが、「備えあれば憂いなし」の防災計画をぜひ鞍手町のものにしてもらいたいと思っております。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

まず、先程ハザードマップの件ですが、議員さんが示されましたように、ハザードマップを本町も作成しております。これにつきましては全戸配付をさせていただいておりますので各世帯には届いていると思います。これでその情報は町内の方にはお示しできているのではないかと考えております。

自主防災組織の活動ということですが、本年度自主防災組織の母体は元々が区というふうになっておりますが、この区の区長会で熊本地震の被災地であります宇城市の方にお伺いさせていただいて、被災直後の対応や、その後の避難所の運営、或いは防災訓練等の状況について研修をさせていただいております。

今後は、これらの研修を活かして各自主防災組織と行政の方と連携を図りながらこの防災訓練などを行って、「備えあれば憂いなしという」万が一の対応を想定して取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

ぜひそのような取り組みをしていただきたいなと考えております。

2番目の通告としまして、災害関連死をなくすための方策はということで出していますが、町としてのお考えがありましたら教えて下さい。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

災害関連死は災害による火災や水難など直接的な被害により亡くなるものではなく、災害発生後の避難生活の疲労や環境の悪化などにより病気になったり、持病が悪化したりということなどにより死亡することです。

本町においては、幸いにも避難生活を強いられるような大規模な災害は発生しておりませんが、今後いつ発生するかも分からない地震災害などを想定して対策を考えておくことは大切なことだと思います。

今年度中には、先程らい出ています避難所運営マニュアルを策定することとしております。万が一災害が発生しても被災者の気持ちに寄り添い、災害関連死を発生させないよう被災者の1人1人に対する心と体のケアを行って行こうと考えております。以上です。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

町長のそういうお考えを聞きまして非常に安心いたしております。一刻も早くそういうことをしていただきたいと思います。

ちょっと聞き漏らしましたが、災害時の備蓄の問題で、食料の備蓄とかは現在町はどうい

うふうになっておりますかお聞きします。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

本町の現在の備蓄の主なものは、主食といたしましてソフトパンとビスケット合わせて1,124食分、飲料水で150リットル、毛布が140枚、ブルーシートが30枚、テントで6張り、ボート2隻、簡易無線で22機、発電機が2機、投光器9機を現在備蓄として用意しております。以上です。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

いまはかなり準備していただいているということですが、まだ十分とは言えないのではないかなという感じがあります。

ここで一つ例として上げさせていただきたいのですが、私は先日桂川町に行く機会がありまして、桂川町では桂川町の管理として水防倉庫、建設事業課、防災倉庫というのがあります。そこにナタとか、鎌とか、懐中電灯、発電機、照明灯などを書いていまして、その他に自主防災組織のための防災倉庫というのが準備されておりました。

聞きますと、7つの拠点に分けて、そこに一つずつ防災倉庫が設けている。そこにいろいろな物が入っているということも聞きました。

鞍手町の管理の状況などがどうなっているかということも聞きましたが、桂川町の場合は高台の集会所の側にそういう施設がありまして、聞きましたらまだまだ桂川町も十分ではないのだということをおっしゃっておりました。どこもやはりまだまだそこまで準備はできないのだと思いますが、そういう高台の集会所の側にそういうものがあれば、いざという時にそこから取り出すということもできますので、そういうふうなことも工夫をしていただけたらなと思いますが。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

本町の防災倉庫につきましては、中央公民館の南側、駐車場の先の方に1カ所設置しております。以上です。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

それを自主防災組織、なかなか財政が伴うことですが、そういったものがあればより一層自主防災組織ごとに、何かあったときに一致団結して取り組むのに役立つのではないかなということ、こういう例もあるということでは言わせていただいたわけでございます。

次の問題について質問させていただきます。

9月議会のときにも申し上げたことですが、教職員の長時間勤務の改善についてということで、9月議会で質問させていただきました。

その時にもちょっと触れておりましたが、1年単位の変形労働時間性というのがこの間出かかっていたわけですが、打ち出されようとしているのですが、これがどういうことになるかということ、今までだけでも先生方は毎日11時間労働とか働きすぎていたわけですが、変形労働時間制ということになりますと、今の長時間労働が当たり前であると。なぜならば休暇中にその分の休暇を与えていると。だから平常時に11時間働いていても長時間労働にはならないというようなことにもなりかねない状況が生まれております。

そういうことに先生方を追い込まないためには、より正確な労働時間の把握が必要ではないかと思うのです。

先生方の問題でなぜ長時間労働が行われているかといいますと、結局学校が5日制になりました。その時に授業時間は減っていないわけですね。6日でやっていたものを5日でした。その時に全然定数増をしていないわけですね。更には、いろいろな教科が増えたりして仕事量はさらに増えた。それに対する定数増はなされない、先生方には残業手当は付かないことになっています。だから残業手当を払わないから労働時間の正確な把握もしないで、ずるずると先生方を長時間労働に駆り立てて来たという状況があります。

従って、私は先生方にも残業手当を払うという制度をぜひ実施するよう国への働きかけ、そういったこともしていただきたいし、そのために残業手当、定数増、余りにも先生方を増やさずに仕事の量だけを増やして来たわけですから、先生の数を増やしていただくということ、ちゃんと長時間労働をした場合には残業手当を払うということ、そういったことを実現するように国に要望するためにもより正確な労働時間の把握が必要ではないかと思って質問させていただいております。答弁をお願いいたします。

○議長 田中 二三輝君

教育長。

○教育長 栗田 ゆかり君

お答えいたします。

町内の各小中学校では管理職が朝7時前後に出勤し、先生方の出勤時刻を把握しています。また、退勤時刻については管理職や主幹教諭より施錠を行い確認しております。

管理職が先に退勤しなければならない場合については、翌日残っていた職員に退勤時刻を確認するようにしています。

また、各学校の超過勤務の縮減に向けた取り組み状況については、本年2月末で調査し結果を集約しています。

その結果では、小学校では退校状況についての把握はどの小学校にもできております。残念ながら中学校では部活等の状況によりまして、定時退校日以外の正確な退勤時刻の把握ができていない状況でございます。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

これは勤務時間だけを厳密に追求せよということではありません。今、時間ハラスメント等というようなことも出て来ているようです。タイムカードの導入などが進む一方で出勤時の打刻ができて出張やシステム上の制約で退勤務の打刻ができない場合があると。そういった場合に、業務があるのに帰れ、帰宅を強要するというふうな状況も生まれてきていると。教員に早く帰れと帰すぐらいなら、毎日11時間働いて授業も減らさず人も増やさず帰れというのはハラスメントだというような意見も出て来ているわけです。

あくまでもこれは教育長もお分かりだと思いますが、先生方のそういう勤務条件の向上のために資料として残せる、そういう状況を作るための勤務時間のより正確な把握ということをお願いしているわけです。

それでは教育長がいらっしゃって答弁の最中でございますが、お聞きしたいのは、先程ちょっと漏らしましたが学校が避難所になっている、避難所の件なのですが。

○議長 田中 二三輝君

それは通告にありませんので。

○8番 西藤 典子君

では、最後の質問をさせていただきます。

私は2016年に鞍手町に町営温泉プールの設置を求める請願書というのを提出させていただきました。この議会で採択もされているわけです。

時間の関係もありますから、最後のところだけ請願の内容を読み上げてみたいと思います。

高齢化の進行とともに支障の多くなる足腰にとって水中ウォーキングとプールの活用の有効性は周知のことであり、介護や医療費の増大が危ぶまれる中、予防措置としても大いに意義のあることと思われまます。建設や維持の財政負担を考慮しても太陽光発電の活用等将来的に解決の道も開けるのではないかと思われまます。鞍手町を一生住みやすい町にする一環として温水プール設置の具体化を求めまます。

これは、それまで営業されておりましたサンダースイミングクラブが、鞍手インターチェンジの引き込み線の拡張工事によって立ち退きをされたということで、平成28年11月28日をもって営業を終了されました。

その間たくさんの高齢者の方々、子ども達もたくさん来ておったわけです。こういう方達が行き先を失ったわけですが、元気な方は近隣のスイミングスクールに移られました。

私が特に思いましたのは、私がプールに通っていた時に非常に足腰の弱った老女の方がいらっしやいまして、プールの縁までは杖にすがるようにして、よろけながら来られて、プールに入ったら浮力が働いて体重が軽くなりますので、背筋を伸ばされて一生懸命プールの中を歩かれて元気になって帰られていました。これを見まして、こういう施設は非常に有効性があり大切ではないかということを感じましたから、こういうことを提案させていただ

たわけです。

先程からおっしゃっておりますように、財政の問題もあってなかなか難しいとは思いますが、新しいまちづくりということも町長は考えていらっしゃると思いますので、今後のまちづくりの一環としてこういうこともどこかに入れていただけたらなと思って質問しています。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

以上ということで質問を受け止めまして答弁とさせていただきます。

この請願につきましては、当時、私は議員をさせていただいておりますし、西藤議員が私がしていました整骨院の方にお見えになってぜひともこれの提出をする際の賛成議員として紹介議員の一人になって欲しいというようなお話を聞かせていただきました。

当時、もちろん私もこの主旨には当然の如く賛成をしておりますし、この意義についても非常に確かなものがあると、この意義についても私は理解をしています。

私事で申し訳ございませんが、私の母は90になっておりますけれども、80代の時にはプールに行っておりました。そして最初は歩くだけでということで歩いていたのですが、そのコーチの方から泳いでみたらということで、泳ぎはまったくできない母でしたが泳げるようになり、それが25メートル、50メートル泳げるようになるということで、今は残念ながらプールには通ってはおりませんがまだ90で元気しております。

そういったことから、今、議員が言われた意義については非常に私自身も意義を認めるところではあります。

しかしながら、先程図書館のところでも答弁しましたように私が町長になって、それまでも町の財政状況については厳しいものがあるというふうな認識はありましたが、中に入ってみると一段と詳細にわたって厳しさを感じているところでもあります。

そういった意味から、私が就任して3ヶ月になって今後というような話をさせていただきましたが、私の在任期間のある内はこの温水プールが町営であるかどうかは別にして、プールについては一つの大きな目標として掲げさせていただきたいというふうに思っております。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

ぜひそういうことで取り組んでいただけたらと思っております。

最後になりますが、実は私がこちらに出て来る前に、中野江の菜の花畑の駐車場のところに記念碑がありますところを見てきました。中野江川が昭和28年の水害で堤防が切れまして、その後、堤防決壊復旧及び高地整理工事の完成記念碑というのが昭和30年3月吉日ということで植木町長の石橋さん、助役、収入役、土木技師、農地書記、土地改良委員会の連盟で記念碑が立っています。

当時、まだまだ科学技術が進んでいないときに、私達の先人達は全力を上げて、一致団結

して、知恵と力を尽くしてそういう災害を乗り越えて来たのだということを改めて思いました。あれから65年経っています、しかし状況は厳しさを増しております。

どうか鞍手町から犠牲者が出ないように、そして私達自身は何よりも幸せな人生を送れるように防災対策に全町を上げて取り組んでいただけたらと思っております。

これで私の質問を終わります。

○議長 田中 二三輝君

以上で西藤典子君の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際休会についてお諮りします。

明日11日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日11日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 16時14分

平成30年鞍手町議会第10回定例会会議録（第3号）						
平成30年12月12日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成30年12月12日 午後1時00分				田中二三輝	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成30年12月12日 午後2時42分				田中二三輝	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	野口美恵子	出欠	11	久保田正之	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	熊井照明	出欠			
	7	田中二三輝	出欠			
	8	西藤典子	出欠			
	9	鯨坂省治	出欠			
10	栗田幸則	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	6	熊井照明		8	西藤典子	

職 務 席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局次長	長浦良	出欠
	町長	岡崎邦博	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	教育長	栗田ゆかり	出欠	建設課長	松永憲昌	出欠
	総務課長	三戸公則	出欠	政策推進 課長	藤原光徳	出欠
	福祉人権 課長	石井通稔	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	税務住民 課長	梶栗恭輔	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒井英和	出欠	教育課長	古後憲浩	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	保険健康 課長	芝野英和	出欠			
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成30年第10回鞍手町議会定例会議事日程

12月12日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第88号 鞍手町中小企業振興基本条例
- 日程第2 議案第89号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第90号 鞍手町保育所設置条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第91号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第92号 平成30年度鞍手町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第6 議案第93号 平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第94号 平成30年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第95号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成30年度固定資産税の課税免除の額の変更
- 日程第9 議案第96号 財産の取得
- 日程第10 議案第97号 鞍手町過疎地域自立促進計画の変更
- 日程第11 議案第98号 平成30年度鞍手町一般会計補正予算（第6号）

平成30年12月12日（第3日）

開議 13時00分

○議長 田中 二三輝君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第88号 鞍手町中小企業振興基本条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回、中小企業振興基本条例を新たに制定するそれに至った経緯について教えて下さい。

○議長 田中 二三輝君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

これにつきましては、中小企業基本法の理念に則りまして平成26年に小規模企業振興基本法という法律ができて、その第7条において小規模企業の振興は市町村の責務であるということが明確に規定されました。それに基づきまして鞍手町商工会の方から平成29年3月に小規模企業の振興に係る条例制定の要望書が提出されました。

これを受けまして、昨年の10月から町の担当課、商工会、町内の企業者、小規模企業者の中で勉強会を重ねた結果、条例制定が必要であるというような結論に至りまして、本年4月、小規模企業等振興審議会を設置いたしまして、計8回審議を重ねまして11月20日に町長に条例案等の答申が出されたということでございます。以上です。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

第3条、基本理念のところなのですが、3項に中小企業町経済団体等及び町民が連携して取り組むこととなっておりますが、町民がどういうふうに連携して行くのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

これにつきましては、第8条の中に町民の理解と協力という項目があります。この中には地域の活性化には地域内循環を高めていくということが重要になってまいります。

中小企業が町民の雇用を支え日常の買い物や生活サービスを提供するなど、町民にはなくてはならない存在である一方、町民としましては消費者として中小企業を支えて行く、そして地域経済の発展に大きく貢献していくという立位置がございます。このようなことから町

民というものを基本理念の中に加えているということです。以上です。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

第5条の2で、町は必要な財政上の措置を講ずるよう努めるというふうにあります。これについては、まず1つは財源として、例えば法に基づいてやるものであれば財源手当は国の方からあるのかどうかということをお教え下さい。

○議長 田中 二三輝君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

この中小企業振興基本法を作ったからといって、特別な財政措置があるということはありません。それは、中小企業の活性化計画を作る中で個別に国なり県なりの補助金、交付金。そういうものが充てられるものは充てて行くということになります。以上です。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

10条についてですが、鞍手町中小企業振興審議会を作ることになっていますが、メンバー的にどういうふうを考えているのか、また町民が連携していくということ言えば、町民の方も入って来られるのか、そういうのも含めてお教え下さい。

○議長 田中 二三輝君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

中小企業振興審議会につきましては、現在あります小規模企業等振興審議会のメンバーをベースに考えようと思っております。また正式にはメンバー選定というものは、なされておられません。現在、商工会、小規模事業者の代表、中小企業の代表、金融機関、福岡県、それから現在学識経験者として中小企業診断士、こういった方々をメンバーとしておりますので、それをベースにやっています。

町民の参加という点については、先程申しました消費者の観点からというのが必要であればメンバーに加えていくということも検討して行くつもりでございます。以上です。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君

6条の2の中小企業は商工会の加入に努めるものとする、これの主旨をお願いします。

○議長 田中 二三輝君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

商工会は商工会法に基づき設置されております。商工会の役割としましては、中小企業に寄り添い経営、創業、事業証券、確定申告などの相談や支援、情報収集を行うなど中小企業の振興に現在大きな役割を担っていただいております。このことから、中小企業がより振興施策を効果的に進めるためにはぜひ商工会に加入していただきたいということで、これは努力目標ということですので、強制ではございませんが条例に謳うことによりましてより加入促進をして行くということに繋げて行きたいと考えています。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

鞍手ブロックチェーンビレッジ、これは中小企業なのかどうかをお聞きします。

○議長 田中 二三輝君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

中小企業の定義は中小企業基本法の第2条に定めてあります。それによれば中小企業に該当すると思います。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第88号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第88号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第89号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回、人勸に基づいての給与改定ということですが、これによって、毎年同じことを聞きますが、ラスパイレス指数はどのようなふうに変わっていくのかというのを教えて下さい。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

ラスパイレス指数につきましては、平成30年のラスパイレス指数は94.6となっております。

ります。因みに前年度の平成29年度は94.3%という形になっていますので0.3%上がっているという形になっています。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第89号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第89号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第90号 鞍手町保育所設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

野口美恵子君。

○1番 野口 美恵子君

西川第1保育所の閉鎖によって、現在利用されている入所児が町内の町立及び私立の各保育所に通うことが考えられますが、受入れ可能な定数にゆとりがあるのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

受入れ可能かというご質問ということで、町立保育所の30年12月1日時点の状況を申しますと、西川第1保育所の認可定員が60名のところを42名、剣第1保育所が認可定員90名のところを61名、古月保育所が認可定員90名のところを63名、3保育所を合計いたしますと、認可定員250名のところを166名の受入れとなっている状況で84名の差がございます。

仮にではございますが、現在、町立3保育所に入所している166名の児童全員が剣第1保育所、古月保育所の2所に入所することになったといたしましても、認可定員は剣第1保育所、古月保育所の認可定員合わせて180名であることから、認可定員については変更する必要はございません。

尚、西川第1保育所の31年度の受入先については町立保育所に限定されておるものではございませんで、先程申されたとおり私立保育所を含めた町内4所の中から保護者の希望に基づき入所の決定を行うこととなります。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

野口美恵子君。

○1番 野口 美恵子君

9月議会で町長は、本町の待機児童は保育士不足が要因であると答弁されましたけれども、

今回の閉鎖によって保育士の異動等が考えられますが、待機児童解消に繋がると考えてよろしいでしょうか。

○議長 田中 二三輝君
町長。

○町長 岡崎 邦博君
今回の改正によりまして待機児童は解消するというふうに考えております。

○議長 田中 二三輝君
他に質疑はありませんか。
鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君
西川第1保育所が閉鎖になることによって室木方面の保育児の親御さんの通園の対策等を何か考えているのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君
福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君
今後の通園につきましては、今年度保育所のバスを購入することとしております。入札も終わりまして来年3月には、保育所の運行するためのバスを購入することとしております。
以上でございます。

○議長 田中 二三輝君
鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君
保育園の場合は、大体帰りは親御さんが全て迎えに来られるのですが、バスの場合は時間帯、バスを出す時はどちらの方で何便とか、そういうのはあるのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君
福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君
利用される保護者の方の児童については、まだ集約は行っておりませんが、その状況により対応したいと考えておるところでございます。

○議長 田中 二三輝君
鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君
保育士さんの異動、これは西川第1保育所に勤めている方は全てこの2つの剣第1と古月保育所の方に行かれるわけでしょうか。

○議長 田中 二三輝君
福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

そのようにいたしたいと考えております。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

西川第1保育所に現在通われている町外の方は、今度の統合でどうなるのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

西川第1保育所の入所児童は現時点で44名いらっしゃいます。主に宮若市の方が10名余り他市町村の児童を受けている状況でございます。

保育はそもそも住所地の市町村で実施されるものでございますから、31年度からは住所地の市町の保育所へ入所していただくよう先方の自治体及び保護者への説明を昨年度から行っている状況でございます。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

今までは受け入れていたということですね。統廃合するからといって来ては駄目ということになるのですか。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

待機児童が昨年、29年10月から発生いたしております。先程申しましたとおり出身の町で保育していただくことが前提となります。可能な限り受入れは考えておったところですが、町内の児童に待機児童が発生している以上、町外の子ども達の受入れは難しくなります。最優先は町内の子ども達と考えているところでございます。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

統廃合して2つになるわけですね。先程待機児童はないですというような話になっていましたが、そうすると集約するのであったら待機児童は出なくなるという話になって来ますね。

先程は人数が、剣第1が90で61、西川第1が60人の定数に42、古月保育所が90人の内63、これは町外の方も入っての数字でしょう。だから集約しても保育所は足りなくなるわけではないでしょうから、待機児童は出ないのではないですか。

言っていることが矛盾していると思いますが。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

先程申し上げました数字につきましては、入所定員の定数の問題でございます。いま申し上げておりますのは、実際に受入可能な人数がどうなるかということでございます。保育士の数が十分に確保できれば全ての子ども達が保育できることとなりますが、あくまでも町内の児童が待機児童として発生している以上は町内の子ども達を優先して受け入れるべきだと考えております。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

熊井照明君。

○6番 熊井 照明君

西川第1保育所を廃止した後の利活用の方法というのは検討しているのですか。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

利活用については行って行かなければならないと考えておりますが、只今西川第1保育所の資産は現時点では行政財産でございます。今後廃止後には普通財産と移行されて、町民の福祉の向上等になるような利活用にしていかなければならないと考えておるところでございます。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

平成21年度に5つの公立保育所から2つ民営化になったのですが、その時に私立と公立とは互いに相乗効果をしあって、サービス向上に努めるというようなことだったのですが、先日報告書をいただいた鞍手町、まち・ひと・しごと創生総合戦略の保育の関係でのPDCAシートを見ますと、競争ではなく公私の区別なく町の保育事業として強力に連携という形に、何か協定書も締結しているということですが、しかし、一方では統合によってサービスの拡充を図るといふふうに書いてありますが、どういうふうにするのかというのとは図っているのですか。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

施設が少し古くなっているのはご承知のとおりだと思っております。31年度にかけて施設の整備を行って行きたいと考えているところでございます。

直接的には、まず保育士の確保をして、目の行き届いた保育をして行くことがサービスの拡充の第一歩だと考えております。

本年度保育士の試験を要望いたしまして、保育士の確保に努めております。今後の児童の数の状況等により保育士の確保をいたしまして、サービスの拡充に努めていきたいと考えているところでございます。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

ただ統合したら必然的にそうなるだけで、サービスの拡充とは言えないと思います。

逆に、先程バスの関係も言われましたが、できるだけ不便を感じないようにということでしょうけれども、保護者または児童の意向によって2便にするとか対応して行きますと先程課長は言われましたが、バス1台で対応はできるのですか。それ自体もサービスの拡充とか向上とかという話でないと思います。

逆に、今まで近い西川第1保育所に通わせていた保護者の方が古月保育所、又は剣第1保育所まで遠くなってバスの時間が合わない時は迎えに行かないといけない。そうしたら逆にサービスの低下に繋がるのではないですか。その点で先程のPDCAシートの中に公立保育所の統合に関しては、全体の流れは変えないが保護者アンケート等による住民ニーズを反映させながら実施していきますというふうに書いています。見直しのアクションのところですね。

保護者アンケートとかを取ってそういったニーズに合わせていろいろと施策を今考えているのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

いま手元にアンケートは持ち合わせておりませんが、アンケートは今年の8月にとっております。そして、先程バスのこともおっしゃいましたが、保護者の希望に添った運行に努めて行きたいとは考えているところでございます。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今年度西川第1保育所を廃止するということですが、また来年になったら今度は剣第1保育所を廃止でしょう。計画でいえば。では、今度またバスはどうするのかというのも含めて、そのサービスの拡充というのがどこにあるのか、何かメリットがあるのかどうか、保育士の確保に努めるって、今までだって確保に努めてきたわけでしょう。だけどそこがなかなか上手くいかない。一つに統合することによって保育士の数が充実して、0歳児保育も何人も受け入れられるとか、いろいろなサービスの拡充、夜間保育、休日保育を含めてそういうのは考えられるのか、そういうものを考えているのかどうかを教えてください。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

まず第1点、バスの件につきましては、今年度まず1台を購入することとしています。来年度につきましては、バスがもう1台必要なかどうかということを検討していくことと考えております。そして、サービスの拡充ということで、夜間への対応と議員さんおっしゃいました。確かに今後のいろいろなサービスが考えられると思います。それは保育士の確保が十分できたことによって実施できるものかどうかを検討して行きたいと考えております。

以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

今回の保育所設置の条例の改正につきましては、議員もご承知のとおり待機児童が発生したということから、保育士さんの確保を充実するために3園から2園に、32年度においては1園にするというような計画になっています。

まずは、待機児童を鞍手町では出さないということが大前提であります。そういったことから31年度については2園にするということと同時に、乳児園におきましては企業内保育ということで、地域枠を5つ設けて5名の乳児をお預かりいただけるということと同時に、あゆみ園におきましては今増築をしております、定員を100名から130名にするというようなことで、鞍手町にあります保育施設そのものの定員も町立保育所以外の定員も増員するということから、町立保育所は2園にすることで保育士さんを集め、そして待機児童の解消に努めていくと、これがまず一番の鞍手町の保護者の方達に対するサービスの向上ではないかなというふうに思っております。

同時に、保育士さんが集まることによってゆとりも出て来ますし、それぞれの保育自体にサービスの拡充も今後考えられるということで、議員ご指摘のことにつきましては、十二分に考えながら今後検討して行きたいというふうに思っております。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第90号は民生産業委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第90号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第91号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第91号は総務文教委員会に付託したいと思えます。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第91号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第92号 平成30年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けいたします。

補正予算に関する説明書の20頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、20頁から31頁まで質疑はありませんか。
宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

25頁、ふるさと納税推進費のところですが、今回予算が応援基金積立金も1,000万円付けられています。また、新たに追加補正されている部分で3,000万円でしたか補正されていますが、その内容、増えたというのはどうしてなのかというのを教えて下さい。

○議長 田中 二三輝君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

この度の1,000万円の追加につきまして説明させていただきます。

本年度の4月から10月までの寄附金は408万円でした。この補正予算の議案を作成しました11月19日現在、11月1日から19日までに429万円の寄附がありました。そして11月中は前年の同月日と比べまして83%増を見込んでおりますので、11月中は約600万円見込まれます。

このペースで行きますと当初予算の2,000万円を超える可能性がございますので、1,000万円を追加しております。

主な原因といたしましては、11月1日よりふるさと納税サイトの全国的なふるさとチョイスというサイトがありますので、それに加入した関係で寄附額が増えています。以上です。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

ぜひ、今のサイトはどれだけ登録されているのかとか、今後見込まれる、予想される、今回1,000万円と3,000万円と続きますが、そういうのが予想されるのでしょうかその資料を委員会の時にでも出していただきたいということと、他の自治体でもいろいろなサイトを利用されているということです。

最近のニュースで、外国の方から偽サイトがつくられ、福岡県内でも10数自治体が偽サイトができていたというようなこともニュースであっていましたが、鞍手町は偽サイ

トとかというものはあるのかないのかも含めてお答え下さい。

○議長 田中 二三輝君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

鞍手町の方はまだその被害があったという報告はあっておりません。12月6日の時点で鞍手町の方ではホームページ上で偽サイトに注意して下さいという注意喚起の記事は流しております。

福岡県内では60市町村中13市町村が被害にあっておりますが、まだ鞍手町の方ではその被害というのは報告はもらっておりません。以上です。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

もう一つ、今回ふるさとチョイスに加入した、これで一気にふるさと納税が飛躍的に伸びて来たということであれば、なぜ今まで気付かなかったのかということと、もう少し他のサイトに登録すればもっと増える可能性もあるのではないかと、他の自治体の状況も見ながら考えていくべきではないかなというふうに思いますが、その点についてお答え下さい。

○議長 田中 二三輝君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

鞍手町は最初はふるさとプラスというものに加入しておりました。ふるさとチョイスという選択肢もございましたが、ふるさと納税サイトのふるさとチョイスにいたしましたは、自治体の利用率が高いことから、逆に鞍手町が全体の中に埋もれてしまうのではないかという懸念がございまして、ふるさとチョイスには加入しておりませんでした。

30年度になりまして、入る計画をしておりましたが予算的なもの、暫定予算になったこと、それと諸般の事情がございまして11月の加入になりました。30年度当初からするようにはしていましたが、それがちょっと遅れたところでございます。以上です。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、30頁から43頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

6款 農林水産業費から8款 土木費について、42頁から49頁まで質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

49頁の住宅管理費のところですが、工事費が1,300万円ほど減ということになって

いますが、この内容について教えて下さい。

○議長 田中 二三輝君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

歳入の方でも減額しておりますとおり、住宅事業社会資本総合整備交付金が減額になっております。こういった形で国庫金が当初3,405万5,000円に対して、配分金が1,594万円と減少したため限度額を超えるものを調整し、外壁塗装工事を12棟から8棟へ、屋上防水工事を当初の11棟から10棟へ縮小したため減額という形になっております。

以上です。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

48頁の土木費のところの住宅管理費というのがございますが補正減になっています。国庫支出金というのが減になっているのですが、工事がどういう工事をなされているのか、住宅管理費というのはどんなことに使われているのかもちょっとお聞きしたいのですが、たくさん予算の使う範囲があるにも関わらず国庫支出が減ったからこのように予算が減額されているのかをお聞きします。

住宅管理費というのはどういうふうなことに使われるのか、減額されていることと国庫支出の減額との関係をお尋ねします。

○議長 田中 二三輝君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

住宅管理費は町営住宅の管理をしているところで、今回増額になっている光熱水費は電気代とか水道代、そういったものの増額ということになっています。

国庫金の減額は先程説明しました住宅事業社会資本整備交付金という国庫金がありまして、それに当初3,405万5,000円を国の方に請求していましたが、その配分金が1,594万4,000円と減額という形になっていますのでそういった形の減額になっております。以上です。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

本当はもっと予算が必要なのに減額されたからやむを得ず減額したという事情があるのかどうかお尋ねしたいのです。

○議長 田中 二三輝君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

議員の質問ですが、それは歳入の方の15頁になると思いますが、先程建設課長が言いましたように住宅事業社会資本整備総合交付金というものがございまして、これは国からの国庫補助金になります。これが減額されたために、工事費はその財源を充てておりましたのでその財源が減額になりましたので、この工事費が減額することになっています。以上です。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

9款 消防費から12款 公債費について、50頁から59頁まで質疑はありませんか。
宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

51頁の消防費の工事費が160万円ほど、消防施設管理事業費ということになっていますが、この中身について教えて下さい。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

これは、まず25頁の財産管理費の調査管理費の方に工事費140万円を計上させていただいております。これは庁舎の下水道を公共下水道の方に接続するための工事費でございます。接続に伴いまして、現在ございます老朽化しています水防倉庫がどうしても壊さないと接続ができないという状況になりましたので、この水防倉庫を解体する費用を51頁の消防施設管理事業費の方で解体費用として160万円を計上しております。

尚、水防倉庫を解体しますと、その機能につきましては、現在の庁舎の北側にございます車庫の2階がございますので、そちらを水防倉庫の機能として活用するようにしております。

以上です。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

次に57頁、体育施設費の工事費88万6,000円について教えて下さい。体育総合施設整備事業です。

○議長 田中 二三輝君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

お答えします。これにつきましては、総合グラウンドのテニスコートの上の駐車場からグラウンドに下ります階段が2つございますが、そこがいろいろな行事の中で手すりがございます

るので危ないということで、いろいろなご相談を受けておりましたので88万6,000円を計上しているところでございます。以上です。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

12頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

12頁から19頁について質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第92号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第92号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第93号 平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第93号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第93号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第94号 平成30年度鞍手町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第94号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第94号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第95号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成30年

度固定資産税の課税免除額の変更を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第95号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第95号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第96号 財産の取得を議題とします。

質疑はありませんか。

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

なかなか無償でお金を払うことなくということになっているのですが、この土地の問題につきましては、東京の豊洲市場のような土壌汚染の問題もありますが、そういったことにつきまして調査というか確認というか、そういったことはあっておりますでしょうかお尋ねします。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

土壌汚染の調査は行っておりません。以上です。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

汚染の調査をしていないのであれば、今であれば過去どのような用途でこの土地が使われて来たか、そういった資料などもある程度残っているのではないかと思います。写真とか書物もあるかも知れません。これを必ず受け取って調べて、その可能性があるかないかを検討し、あれば検査をする、これは後々まで響くことですからそういう手立てをぜひ取っていただきたいと思いますが、そういう予定はないでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

お配りしております提案書の別紙が付いていると思います。別紙の中で土地明細①という資料がございます。これは全部で27筆計上しておりますが、その内17筆につきましては小牧西牟田用地で1万2,926㎡という土地となっています。これにつきましては産業道路沿いの土地というふうになっております。この土地を今後有効活用させていただきたいと

いうふうに考えています。

残りの①の10筆につきましては、現況としましては道路敷きであったり、水路敷きとなっております。また10筆の内、その内につきましては三菱と住民の方との契約で駐車場として賃貸借契約が行われておりますので、このようなものにつきましては今後は所有権が移転した後につきましては町と契約を継承していくということになります。

もう一つ②というのが添付してございます。この部分につきましては区画整理等を行った際に滅失未了地となりまして、まだ登記上の整理が付いていないようなもの、それから譲渡済みの土地で整理がついていないようなものが大半でございます。こういう物につきましては、町の方に所有権を移転した後に順次整理して行くというような状況となっております。

以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

熊井照明君。

○6番 熊井 照明君

お尋ねしますが、財産の取得と農地法の関係の説明をお願いしたいと思います。

○議長 田中 二三輝君

しばらく休憩します。

休憩 13時50分

再開 14時25分

○議長 田中 二三輝君

会議を再開します。

休憩前の熊井照明君の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

熊井議員さんの方からご指摘がございましたように、農地につきましては使用目的がない場合は取得できないこととなっております。

現在、議案として上げております地目の農地の部分につきましては、地目としては農地として上がっておりますが、この農地につきましては不存在というところでございます。

この取り扱いにつきましては、農業委員会とも今後協議をさせていただきたいと思っております。それと同時に、現在この登記のところであります法務局とは現在協議を行っている途中でございます。現在、法務局との協議の中では一度名義を町有名義に変更いたしまして、滅失登記等の整理を進めて行きたいというふうな協議を今行っている段階でございます。

以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第96号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第96号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。

日程第10 議案第97号及び日程第11 議案第98号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第10 議案第97号及び日程第11 議案第98号の2件につきまして一括して提案説明を申し上げます。

日程第10 議案第97号は、鞍手町過疎地域自立促進計画の変更であります。

本計画の変更は、過疎地域からの自立促進を推進するため、新たに4つの事業の追加を行うものであります。

具体的には、交通通信体系の整備、詳報化及び地域間交流の促進の事業名、(1)市町村道の道路の事業内容に「幸田・本村線道路改良工事」及び「小牧線道路舗装工事」を追加、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の事業名、(3)児童福祉施設の保育所の事業内容に「町立保育所送迎バス整備事業」を追加及び教育の振興の事業名、(1)学校教育関連施設の校舎の事業内容に「校舎空調整備事業」をそれぞれ追加するものであります。

次に、日程第11 議案第98号は、平成30年度鞍手町一般会計補正予算第6号であります。

本補正予算は、歳出では、2款総務費においてはふるさと寄附金の増額が見込まれることに伴う関連予算の追加を行っております。

10款 教育費においては、小学校6校における熱中症対策として校舎空調整備事業の工事費を追加するほか、所要の補正を行っております。

一方歳入では、国の補正予算第1号に計上されたブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金の内示を受けたことから、校舎空調整備事業及び本年9月定例会において議決していただきました一般会計補正予算第4号の古月小学校と新延小学校のブロック塀改修事業に対する財源として所要額を計上するとともに、過疎対策事業債などの補正を、また、寄附金については、ふるさと寄附金の追加を行っております。

そしてこれらの補正要因を調整し歳入歳出それぞれ3億3,067万1,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ82億1,216万5,000円としております。

以上が、日程第10 議案第97号及び日程第11 議案第98号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 田中 二三輝君

これから質疑を行います。

議案第97号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第97号は総務文教委員会に付託したいと思ひます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よつて議案第97号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第98号について、まず歳出より質疑をお受けいたします。

補正予算に関する説明書の12頁をお開き下さい。

2款 総務費及び10款 教育費について、12頁及び13頁について質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

13頁の小学校施設整備事業費で、設計測量委託料が1,900万円減額ということですが、こんなに掛からなかったということによろしいでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

お答えいたします。

予算が2,152万9,000円に對しまして、契約額が237万6,000円でしたので、その差額1,915万3,000円を減額したところでございます。以上です。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

ものすごく差が大きいのですが、何でこんなに差が出たのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

小学校6校のエアコンの設計金額につきまして試算したところ、入札によりこの額が確定したということでございます。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

只今、教育課長が答弁しましたように、今回の設計業務につきましては、設計業務委託という形になります。設計業務委託につきましては最低制限価格を設けておりませんので、入札の結果このような金額になったというところでございます。以上です。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

12頁の小学校費の中の学校建設費ですが、これが国庫支出金、町債を含めて3億円近い金額が計上されていますが、これがエアコンだと思いますが、このエアコンが付く6校ですけれども、どんな教室に付くのか、何教室ぐらいに付くのかお尋ねしたいと思います。

○議長 田中 二三輝君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

エアコンの設置につきましては、普通教室と特別教室合わせて67教室に付けるようにしています。以上です。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

このエアコンの学校設置につきましては、最近の災害多発状況に鑑みまして災害時の避難所に使用される体育館にエアコンを設置することが許可されるようでございます。そういったものは入っていないですね。

○議長 田中 二三輝君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

お答えいたします。

今回の予算には体育館のエアコンの費用は付いておりません。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今のエアコンの関係なんですけど、今回交付金が付くようになっていますが、新たに、例えば体育館に今後エアコンを設置するというふうになるとすれば、その時にまたその都度交付金を受けられるのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

体育館にもし今後付けるようになりますと、多分小学校の体育館というのは避難所になっていますので、この補助金よりも緊防債という交付金がありますので、32年度までですが財源として緊防債を活用して行きたいと思っております。以上です。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回この補正が議決されれば、この提案説明では熱中症対策としてというふうにあります。しかし冬場も寒い教室で子ども達はジャンパーを着て授業を受けているわけで、国の指針でも温度設定というのは基準があるはず。それを下回ったような教室で今までずっと授業を受けて来たということからすれば、できるだけ早く工事に取りかかって冬の対策も一緒にやるべきだというふうに考えますが、今回議決されればいつ頃から、工事の完成はいつになるのか、どういうふうに予定されているのかというのを教えて下さい。

○議長 田中 二三輝君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

お答えいたします。

この議決後に、1月中に業者選定を行いまして、2月には早ければ工事の着工ができるよう努力したいと思っております。

工事の竣工時期につきましては、6月末を目標に頑張りたいと思っております。

以上です。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

13頁のエアコンの件ですが、3億近い予算を付けられています。過疎債とかそういうもの、町債で過疎債、町債で2億6,200万円出されていますが、できるだけ早くした方がいいのでしょうか、これが一番有利な財源ということで認識していいのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

このエアコンに関しましては、先程も出ましたが補助金として3,371万5,000円補助金が付いています。それに対して工事費の残り2億7,160万円、これは過疎債を利用いたしまして財源として充てたいと思っております。一番有利と考えております。

以上です。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

10頁をお開き下さい。

10頁及び11頁について質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第98号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第98号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りします。

明日13日から17日までの5日間は、委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日13日から17日までの5日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 14時42分

平成30年鞍手町議会第10回定例会会議録（第4号）						
平成30年12月18日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成30年12月18日 午後1時00分				田中二三輝	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成30年12月18日 午後1時30分				田中二三輝	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	野口美恵子	出欠	11	久保田正之	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川亮	出欠			
	出席 13人	5	竹内利一	出欠		
	欠席 0人	6	熊井照明	出欠		
	欠員 0人	7	田中二三輝	出欠		
		8	西藤典子	出欠		
		9	鯉坂省治	出欠		
	10	栗田幸則	出欠			
会議録署名 議員	6	熊井照明		8	西藤典子	

職 務	議会議務 局長	渡辺智文	出欠	議会議務 局次長	長浦良	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	岡崎邦博	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	教育長	栗田ゆかり	出欠	建設課長	松永憲昌	出欠
	総務課長	三戸公則	出欠	政策推進 課長	藤原光徳	出欠
	福祉人権 課長	石井通稔	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	税務住民 課長	梶栗恭輔	出欠	上下水道 課長	原敏勝	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒井英和	出欠	教育課長	古後憲浩	出欠
	保険健康 課長	芝野英和	出欠			
					うつのみ	
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成30年第10回鞍手町議会定例会議事日程

12月18日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第88号 鞍手町中小企業振興基本条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第90号 鞍手町保育所設置条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第89号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第4 議案第91号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第5 議案第92号 平成30年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第6 議案第93号 平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第7 議案第94号 平成30年度鞍手町水道事業会計補正予算(第1号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第8 議案第95号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成30年度固定資産税の
課税免除の額の変更
(総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第96号 財産の取得
(総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第97号 鞍手町過疎地域自立促進計画の変更
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第98号 平成30年度鞍手町一般会計補正予算(第6号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 意見書第3号「主要農作物種子法」にかわる新たな法律の制定を求める意見書
- 日程第13 意見書第4号「主要農作物種子法」にかわる福岡県独自の条例制定を求める意見書
- 日程第14 陳情第3号「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める
意見書採択についての陳情
(民生産業委員長報告)
- 日程第15 陳情第4号 国に対して「学童保育支援員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」の
提出を求める陳情
(民生産業委員長報告)
- 日程第16 陳情第5号 2019年10月消費税増税中止を求める意見書提出の陳情
(総務文教委員長報告)
- 日程第17 閉会中の継続事件

平成30年12月18日（第4日）

開議 13時00分

○議長 田中二三輝君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第88号及び日程第2 議案第90号の2件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第88号 鞍手町中小企業振興基本条例。

議案第90号 鞍手町保育所設置条例の一部を改正する条例。

本委員会は12月12日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 田中二三輝君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第88号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第90号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第88号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第90号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第88号 鞍手町中小企業振興基本条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。よって議案第 88 号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第 90 号 鞍手町保育所設置条例の一部を改正する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第 90 号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第 3 議案第 89 号から日程第 11 議案第 98 号までの 9 件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。
熊井総務文教委員長。

○ 6 番 熊井 照明君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 89 号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第 91 号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

議案第 92 号 平成 30 年度鞍手町一般会計補正予算 (第 5 号)。

議案第 93 号 平成 30 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)。

議案第 94 号 平成 30 年度鞍手町水道事業会計補正予算 (第 1 号)。

議案第 95 号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成 30 年度固定資産税の課税免除の額の変更。

議案第 96 号 財産の取得。

議案第 97 号 鞍手町過疎地域自立促進計画の変更。

議案第 98 号 平成 30 年度鞍手町一般会計補正予算 (第 6 号)。

本委員会は、12 月 12 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

尚、議案第 96 号について付帯意見を付することとします。

付帯意見。

議案として上程するにあたっては、関係法令等に照らし合わせるとともに関係部所と綿密に調整を図り、手続きが前後することなく提案すること。

また、取得する財産 (不動産) については、適切な管理保全に努めること。

さらに、所在確認不能地については、町が責任をもって住民に負担をかけることなく早急に処理すること。以上。

○ 議長 田中二三輝君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 89 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第91号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第92号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第93号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第94号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第95号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第96号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第97号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第98号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第89号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第91号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第92号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第93号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第94号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第95号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第96号について討論はありませんか。

熊井照明君。

○6番 熊井 照明君

議案第96号 財産の取得について、反対の立場から討論いたします。

今回の財産の取得は、鞍手町大字小牧西牟田1947番1 外73筆総面積38,967.10㎡で、取得価格3,995万379円となっています。

この金額は三菱マテリアル株式会社が鉦害賠償金として鞍手町に支払いするもので、金銭の授受は行わないものとするがあります。

この取得価格の対象となっている土地は74筆の内の27筆、1万5,890.13㎡であります。他の47筆、2万3,076.97㎡については、土地そのものの存在が確認できない土地であり、農業委員会としても非農地として確認ができないし、農家台帳にも存在しないとされていると報告がっております。

町はこの不存在と思われる47筆の登記を鞍手町の名義に変更し、調査を行って滅失登記を行うと答弁をされています。

そもそも、滅失登記は土地の所有者が自らの責任において行うものであると考えております。以前は、所有者からの申し出で滅失登記はできておりましたが、現在は土地の滅失登記は非常に難しくなっていることは理解しております。地積調査を行い不存在と認められれば、所有者の承諾を得て登記簿を抹消するという手続きをとることになると思います。

土地の滅失登記の手続きが非常に難しくなっており、法務局の許可が下りないから鞍手町に名義変更して手続きをとるということに対し、大いに疑義を感じる「財産の取得」であると考えます。

最後になりますが、日本の最上位の法律には、「すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と記していることを申し述べて、反対討論といたします。

○議長 田中二三輝君

外に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第97号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 9 8 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 8 9 号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第 8 9 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 1 号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第 9 1 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 2 号 平成 3 0 年度鞍手町一般会計補正予算(第 5 号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第 9 2 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 3 号 平成 3 0 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第 2 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第 9 3 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 4 号 平成 3 0 年度鞍手町水道事業会計補正予算(第 1 号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第 9 4 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 5 号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成 3 0 年度固定資産税の課税免除の額の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第95号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号 財産の取得を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第96号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第97号 鞍手町過疎地域自立促進計画の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第97号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第98号 平成30年度鞍手町一般会計補正予算(第6号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第98号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第12 意見書第3号及び日程第13 意見書第4号の2件を一括して議題とします。

提出者を代表して6番議員 熊井照明君に趣旨説明をお願いします。

熊井照明君。

○6番 熊井 照明君

意見書第3号及び意見書第4号を提案いたします。

意見書第3号 「主要農作物種子法」にかわる新たな法律の制定を求める意見書。

意見書第4号 「主要農作物種子法」にかわる福岡県独自の条例制定を求める意見書。

別紙 意見書案を提出する。

平成30年12月18日提出。

提出者 鞍手町議会議員 熊井照明。

同じく 須藤敏夫。

提案理由

地方自治法第99条並びに鞍手町議会会議規則第13条 第1項及び第2項の規定により提案する。

○議長 田中二三輝君

お諮りします。

意見書第3号及び意見書第4号は質疑討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって意見書第3号及び意見書第4号は質疑討論を省略します。
これから採決を行います。

意見書第3号 「主要農作物種子法」にかわる新たな法律の制定を求める意見書を裁決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって意見書第3号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第4号 「主要農作物種子法」にかわる福岡県独自の条例制定を求める意見書を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって意見書第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14 陳情第3号及び日程第10 陳情第4号の2件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第3号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情。

陳情第4号 国に対して「学童保育支援員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情。

本委員会は、12月5日に付託された上記の陳情を審査の結果、いずれも採択とし別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

○議長 田中二三輝君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第3号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、陳情第4号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、陳情第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第3号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

本陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって陳情第3号は採択されました。

次に、陳情第4号 国に対して「学童保育支援員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって陳情第4号は採択されました。

次に、日程第16 陳情第5号を議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

熊井総務文教委員長。

○6番 熊井 照明君

総務文教委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第5号 2019年10月消費税増税中止を求める意見書提出の陳情。

本、委員会は12月5日に付託された上記の陳情を審査の結果不採択と決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

○議長 田中二三輝君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第5号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第5号について、討論はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

陳情第5号 2019年10月の消費税増税中止を求める意見書提出の陳情について、賛成の立場で討論いたします。

来年10月の消費税増税が実施されれば、1世帯平均8万円の増税となります。しかしながら実質賃金はいま下がっています。

また、インボイス方式で免税業者は課税業者との取引が出来なくなります。取引をしようとすれば、現在売上が1,000万円以下で免税業者であっても課税業者になる必要があります。

更には、複数税率で消費者も混乱し、業者も大変な事務作業を余儀なくされ、それを理由に廃業する業者が多数に登ると予想されます。

政府は、景気悪化を恐れて住宅減税やポイント制などを導入しようとしています。弱い者いじめの消費税を増税しても景気悪化の歯止めにはなりません。消費税増税中止こそが最大の景気対策だということを述べて賛成討論といたします。以上です。

○議長 田中二三輝君

他に討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第5号 2019年10月の消費税増税中止を求める意見書提出の陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。

陳情第5号 2019年10月の消費税増税中止を求める意見書提出の陳情を採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」同数)

以上のとおり採決の結果、採択、不採択が同数です。

よって地方自治法第116条 第1項の規定によって議長が本案に対して採決します。

陳情第5号 2019年10月の消費税増税中止を求める意見書提出の陳情については、議長は採択と決定いたします。

次に進みます。

日程第17 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり継続審査すること決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成30年第10回定例会を閉会いたします。

閉会 13時30分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 田 中 二 三 輝

議員 熊 井 照 明

議員 西 藤 典 子

平成30年12月18日

鞍手町議会

議長 田中 二三輝

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
庁用車の使用に関する調査特別委員会	庁用車の使用に関する調査
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査